

第 15 次第4回横浜市消費生活審議会

議事次第

令和 8 年 6 月 18 日（木）10 時 00 分から 12 時 00 分
横浜市役所 18 階共用会議室 みなと 4

1 開 会

2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 令和 8 年度「横浜市消費者教育推進計画」の策定について
- (3) 「横浜市消費者教育推進の方向性」の見直しに係る意見書骨子及び見直し案（初案）について
- (4) 第 14 次審議会「デジタル社会の進展に伴う消費者行政に必要な教育・啓発等の取組」に基づく取組報告
- (5) その他

3 閉 会

【資料】

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 第 15 次横浜市消費生活審議会 委員名簿 |
| 資料 2－1 | 横浜市消費者教育推進計画 |
| 資料 2－2 | 令和 8 年度重点取組事項該当事業について |
| 資料 3－1 | 第 15 次審議会意見書骨子案 |
| 資料 3－2 | 「横浜市消費者教育推進の方向性」見直し案（初案） |
| 資料 4 | 令和 7 年度動画広告放映実績 |
| 資料 5 | 介護保険料額決定通知書の発送にあわせ市内約 95 万 2 千人の 65 歳以上の皆様に詐欺・消費者トラブルへの注意チラシをお送りします（記者発表資料） |

第15次横浜市消費生活審議会委員名簿

令和 7 年12月 1 日現在

N o	委員氏名	所 属	備 考
1	あまの まさお 天野 正男	神奈川県弁護士会	学識経験者 会長
2	おの ひとし 小野 仁司	神奈川県弁護士会	学識経験者 被害救済部会委員
3	かわい なおみ 河合 直美	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	学識経験者 副会長
4	こさか きよみ 小坂 清美	横浜市生活協同組合運営協議会	消費者代表
5	しみず ゆりこ 清水 百合子	横浜市消費者団体連絡会	消費者代表
6	しろた たかこ 城田 孝子	神奈川県弁護士会	学識経験者 被害救済部会委員
7	ながい じゅんじ 永井 淳二	横浜商工会議所	事業者代表
8	なかじま さつき 中島 さつき	横浜市消費生活推進員 戸塚区代表	消費者代表 被害救済部会委員
9	はなだ まさし 花田 昌士	公益社団法人 消費者関連専門家会議	事業者代表 被害救済部会委員
10	ふくしま しげひろ 福島 成洋	明治学院大学法学部 准教授	学識経験者

敬称略：五十音順

令和 8 年度横浜市消費者教育推進計画

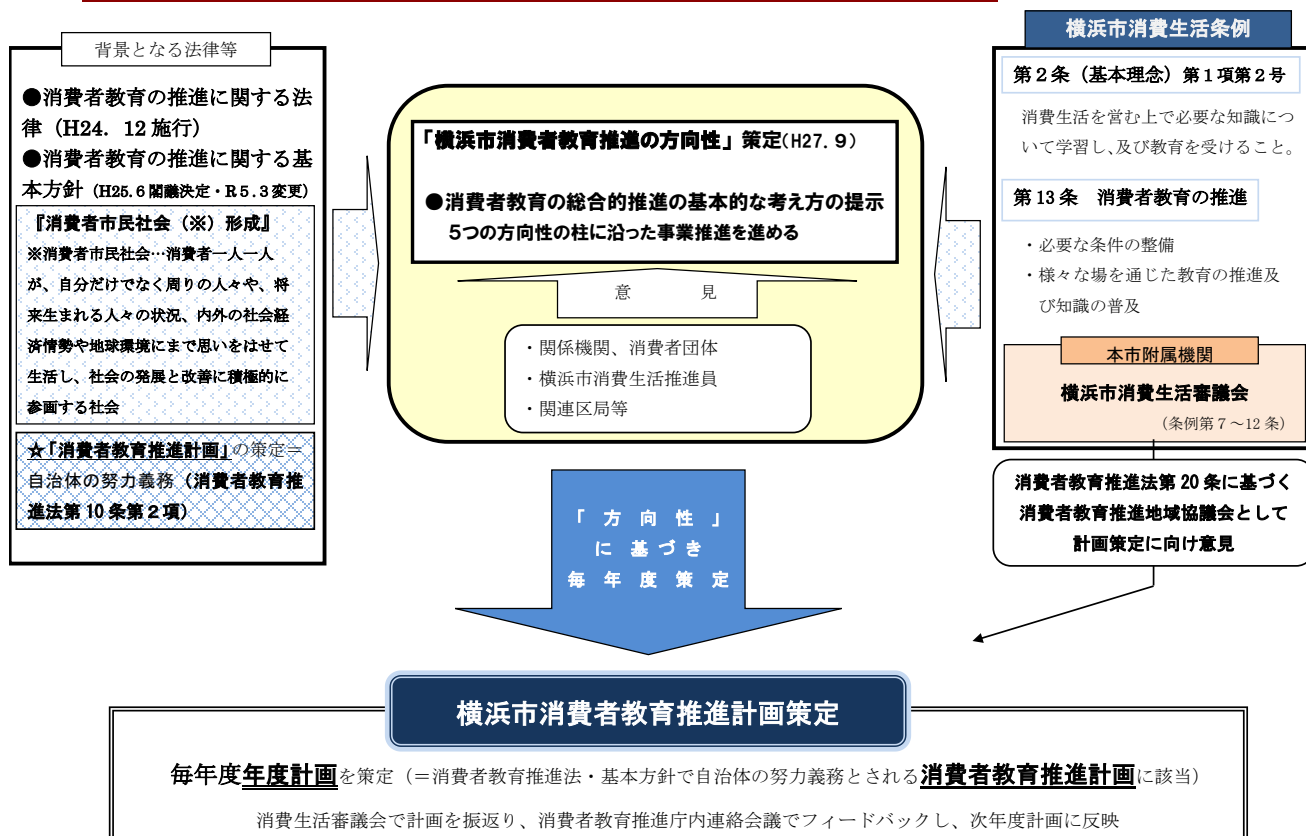
横浜市経済局

令和 8 年 4 月

はじめに

横浜市では、消費者教育推進の基本的な考え方をまとめた「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」と示します。）」に沿って、毎年度「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」と示します。）」に定められた横浜市消費者教育推進計画（以下「推進計画」と示します。）を策定します。

「横浜市消費者教育推進の方向性」・「横浜市消費者教育推進計画」の位置づけ

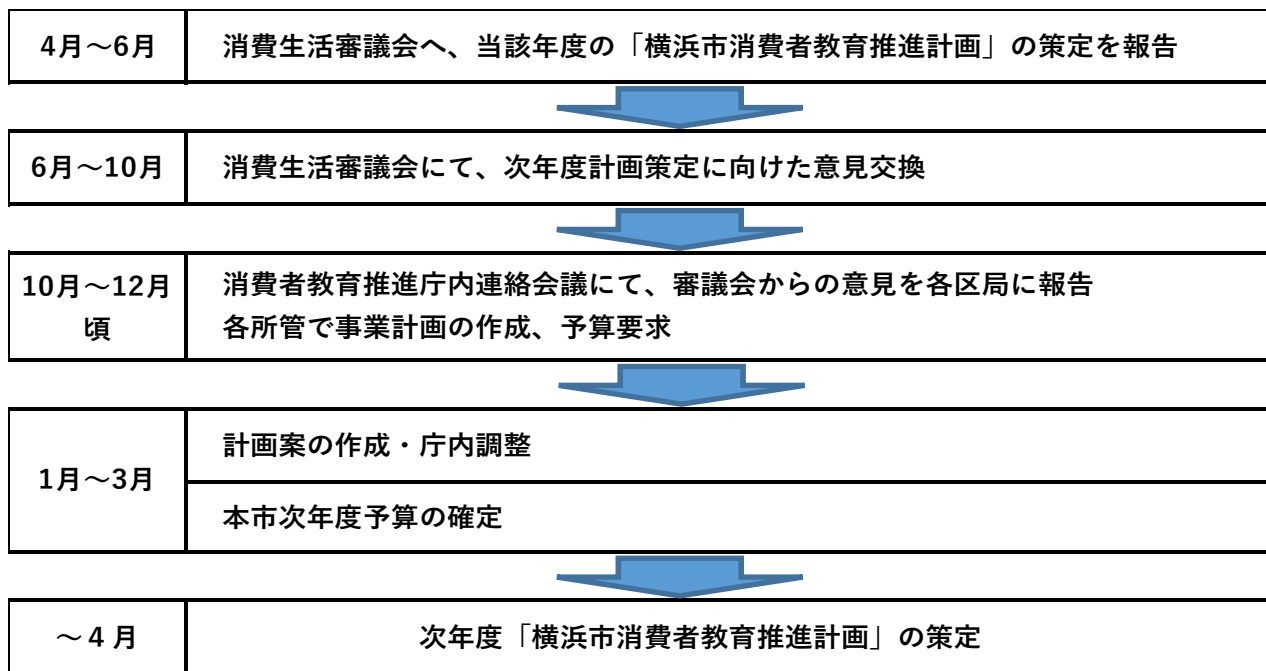


計画の推進

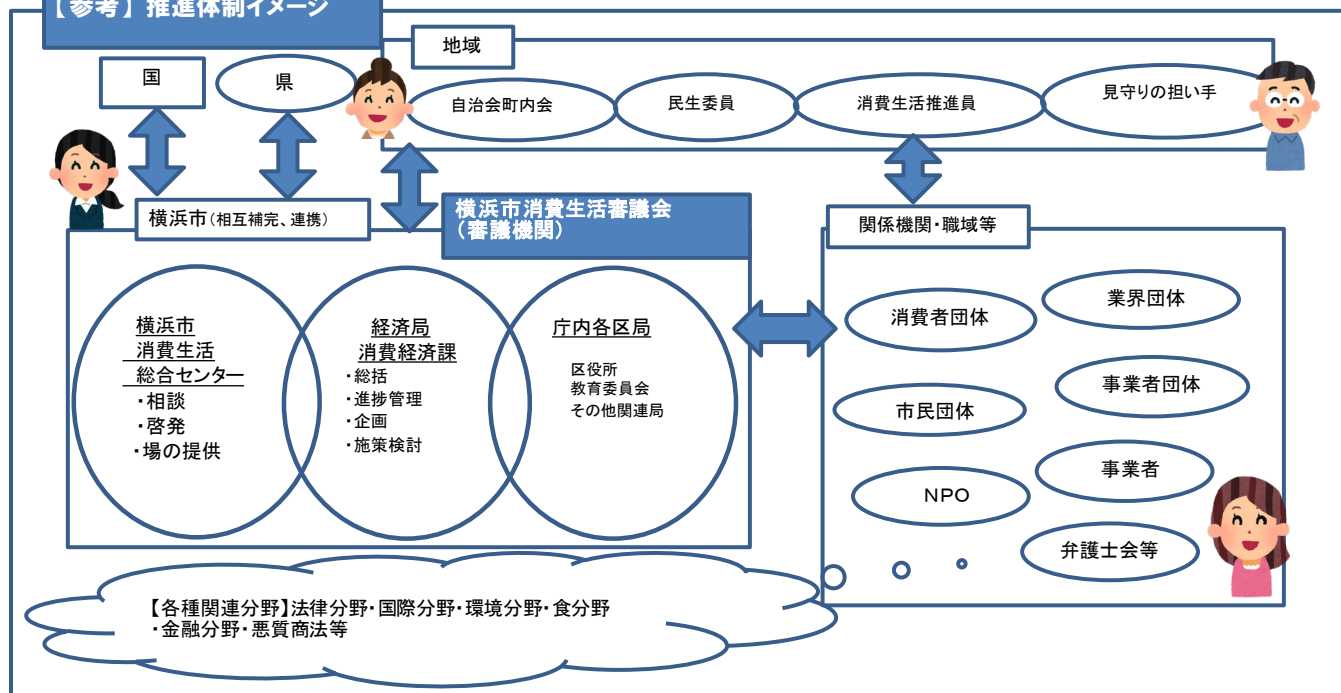
庁内関係局が予算化した消費者教育関連事業について、消費者教育推進の視点及び「方向性」を踏まえて取りまとめ、単年度の本市消費者教育推進計画として確定します。

計画の進捗、実施については、本市附属機関である横浜市消費生活審議会において、前年度計画の振り返りや次年度の計画策定に向けての御意見をいただきます。庁内関係局ではいただいた御意見を参考に事業の推進を図ってまいります。

【計画推進のフロー】



【参考】推進体制イメージ



横浜市消費者教育推進・5つの方向性の柱

「方向性」において、消費者教育推進に向けた次の5つの柱を示しました。

【方向性1】効果的な情報発信の強化

- (1) 様々な媒体、機会を利用した
 - ・横浜市消費生活総合センターの周知
 - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
 - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

【方向性2】横浜市消費生活推進員※等による地域での啓発の活性化

- (1) 段階的に学ぶ研修の充実
- (2) 刻々と変化していく消費者被害に対応した教材開発への支援
- (3) 地域団体や福祉関係団体等との調整や連携に向けた力をつける研修による地域活動実践力を持った担い手づくり
- (4) 消費者団体等との連携による地域への啓発強化

※横浜市消費生活推進員…横浜市消費生活条例第16条に基づき、市民の安全で快適な消費生活推進のために地域に根ざした自主的な活動を行う市長から委嘱された委員で、任期は2年、最長で通算3期6年活動が可能です。（令和8年4月1日現在の横浜市消費生活推進員数…458人）

【方向性3】高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育の推進

- (1) 年代や障害特性を考慮した効果的な教育・啓発教材の検討
- (2) 家族や支援者などを介した啓発強化の方法等の検討、推進
- (3) 福祉部門、特別支援教育部門と連携した情報提供等の検討、推進

【方向性4】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

- (1) 学 校 等
(幼児期～大学・専門学校等、支援を要する幼児・児童・生徒)
 - (2) 地域社会（高齢者、障害者、若者、成人一般）
 - (3) 家 庭
(食育等、危害・危険から身を守る、情報社会のルール等)
 - (4) 職 域（社員への消費者教育、社会的責任意識を高める等）
- における共に学ぶ視点を意識した消費者教育

【方向性5】担い手の育成、協働の推進、関連分野との連携

- (1) 学校教育における教員研修や教材開発支援
- (2) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会形成に向けた企業や各種団体等との協働の推進
- (3) 関連分野との連携

令和 8 年度重点取組事項

横浜市の消費者教育推進において、社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの取組に加えて新たに必要になる視点や、引き続き取り組むべき事項、拡充することが望ましい取組等を、令和 8 年度の重点取組事項として次のとおり定めます。

1. 若年層の消費者被害防止に向けた取組

成年年齢の引き下げやスマートフォンの普及に伴い、複雑化・多様化するトラブルが次々と起こり、相談も増加傾向にあります。若者が十分な社会経験や知識のないまま被害に遭ったり、あるいは加害者となってしまうことがないように、より早期の年代からの消費者教育の実施や、教員・保護者等の周囲の方々を対象とした啓発の実施など、若年者の被害防止に引き続き取り組みます。

【取組の例】

- ・様々な媒体・機会を活用した、若年層の消費者被害に関する周知・啓発
- ・学校向け出前講座等の、若年者向け・教員向け消費者教育の実施

2. 多様な分野が一体となった消費者教育・啓発・見守り等の取組

地域で活動する消費生活推進員や福祉関係者、防犯・防災等の所管部署や、事業者等と連携した消費者教育・啓発等の取組により、高齢者等の見守りを強化し、消費者被害の未然防止を図ります。

加えて、人や社会・環境に配慮した消費行動「エシカル消費(倫理的消費)」の普及・啓発などを通して、持続可能な社会の形成に向けた取組も進めます。

【取組の例】

- ・消費生活推進員や自治会町内会による地域での活動・連携の促進
- ・点検商法等の悪質商法防止のための啓発や相談窓口の周知
- ・エシカル消費等の環境に配慮した消費行動に関する啓発

3. デジタル社会の進展に伴う消費者トラブル防止に向けた取組

スマートフォンの普及などデジタル化の急速な進展に伴い、インターネット上の取引において消費者トラブルが多発しています。SNS の利用者の年代等に応じた注意喚起や、消費生活相談事例のタイムリーな情報提供等を行い、被害の未然防止に取り組みます。

また、トラブルに遭ってしまったときに気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を行います。

【取組の例】

- ・Web 広告等を活用した消費者教育・啓発の実施
- ・SNS をきっかけとした副業・もうけ話等の被害防止に向けた取組
- ・ネット通信販売の最終画面を保存すること（スクリーンショット）の普及・啓発
- ・消費生活総合センター等の相談窓口の周知

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中学生期	高校生期	大学・専門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
1	方向性1	経済局消費経済課	継続	悪質商法対策事業	霊感商法を含む悪質商法の未然防止を呼び掛けるとともに消費生活総合センターの相談窓口を啓発する動画を各所で放映することで、霊感商法を含めた悪質商法の未然防止と早期発見を図る。	霊感商法を含む悪質商法の未然防止と消費生活総合センター相談窓口を啓発する啓発動画を、各種WEB広告や交通広告を中心に放映する。	3,000千円	－	◎	○	○	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	方向性1	経済局消費経済課	継続	緊急時に備えた消費者教育	第13次横浜市消費生活審議会報告に基づき、緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止に向け、平時から自然災害や感染症拡大時などの緊急時に対する意識を高め、備えを促すための消費者教育を行う。	地震や風水害などの緊急事態に発生しやすい消費者トラブルに関する注意喚起として、よくある事例や被害に遭わないためのポイントをまとめたリーフレットの配布や、ごみ収集車の音声放送を活用した発信による啓発を実施する。	200千円	◎	◎	○	◎	－	○	○	○	◎	◎	◎
3	方向性1	経済局消費経済課	継続	若年層向け消費者教育事業	消費者教育の一環として成年年齢引下げを踏まえた、若年層向けの消費者教育を行う。	二十歳の市民を祝い集いでの啓発動画放映や、若年層向け啓発冊子の配布など、様々な機会を活用した啓発を実施する。	420千円	○	◎	○	－	－	○	○	◎	◎	○	－
4	方向性1	消費生活総合センター	継続	若者向け情報提供	若年層が消費者被害に遭わないよう注意喚起するための啓発物品等の作成・配付、啓発動画の制作・放映	神奈川新聞社が神奈川県内の高校生向けに発行しているフリーペーパーH!Pを活用して、広告枠で若者向け啓発活動を行う。	1,121千円	◎	○	○	－	－	－	◎	◎	◎	－	－
5	方向性1	消費生活総合センター	継続	情報収集・提供事業(デジタル情報)	・ホームページによる情報発信 ・メールマガジンの配信 ・SNSによる情報発信	・ホームページ 啓発情報や事例紹介、教室・講座情報などを迅速かつ幅広く市民へ提供 ・メールマガジン 被害事例や啓発情報などを情報提供(毎週配信) ・SNS X(旧Twitter)等により被害事例や講座情報を随時発信	3,001千円	○	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	方向性1	鶴見区地域振興課	継続	「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の自治会町内会の掲示板への掲出	区連会にて「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の自治会町内会の掲示板への掲出依頼をする。	2か月に1度、区連会にて自治会町内会の掲示板への掲出を依頼する。	0千円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7	方向性1	西区地域振興課	継続	よこはまぐらしナビの配布	よこはまぐらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	・区庁舎内のラック(地域振興課前)に「よこはまぐらしナビ」を配架します。 ・隔月で区連会資料配送時に掲示板を保有する各自治会町内会に「よこはまぐらしナビ」を送付し、掲示を依頼する。	0千円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8	方向性1	港南区地域振興課	継続	港南区消費生活推進員だより発行	「港南区消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報を発信	3月発行:7,400部発行 各自治会・町内会への回覧及び地域活動で活用	180千円	－	◎	◎	－	○	○	○	○	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
9	方向性1	保土ヶ谷区地域振興課	継続	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	隔月で区連会資料配送時に掲示板を保有する各自治会町内会に「よこはまくらしナビ」を送付し、掲示を依頼する。	0千円	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10	方向性1	保土ヶ谷区地域振興課	継続	街頭啓発キャンペーン	消費生活に関する情報の周知のための街頭啓発キャンペーンの実施	防犯啓発キャンペーンとの合同で、横浜市消費生活総合センター供給の啓発物品を用い啓発・周知等を行う。(12月)	0千円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	方向性1	緑区地域振興課	継続	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会に配付する。	毎月(8月を除く)の区連会資料配送時に掲示板を保有する各自治会に「よこはまくらしナビ」を送付し、掲示を依頼する。	0千円	－	◎	◎	－	－	○	○	○	○	◎	◎
12	方向性1	医療局医療安全課	継続	市内医療機関と患者とのコミュニケーション向上に向けた普及啓発	普及啓発を目的に、患者・市民・医療施設等を対象に医療安全に関する情報をホームページやリーフレット等で提供するほか、市民向け講演会等を行う。	・令和7年度中に印刷した「相談窓口リーフレット」、「患者啓発リーフレット」、「歯医者さんへの上手なかかり方」、また「相談窓口リーフレット(わかりやすい版)」を昨年度に引き続き配布する。 ・令和7年度に実施したデジタルサイネージについて、令和8年度は市立病院及び市大病院、地域中核病院にて放映し、医療知識の普及啓発を行う。 また、令和7年度に引き続き区役所・市役所でも放映を行う。 ・市民向け講演会を実施し、医療契約の理解や医療コミュニケーションの向上を促し、市民の主体的な医療への参加を目指す。	1,245千円	－	◎	◎	－	－	－	－	○	○	◎	◎
13	方向性1	神奈川区地域振興課	継続	よこはまくらしナビの配布	よこはまくらしナビを地域振興課前に配架するほか、自治会町内会に配付する。	・地域振興課執務室前に「よこはまくらしナビ」を配架 ・区連会資料配送時に掲示板を保有する各自治会町内会に「よこはまくらしナビ」を送付し、掲示を依頼する。	0千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
14	方向性2	経済局消費経済課 推進員制度運用区	継続	消費生活推進員による地域での消費者啓発	消費生活推進員が地域で消費者被害未然防止などの消費生活に関する講座を様々な媒体や資料を活用しながら開催する。	地区代表活動費の助成、区代表者会議、研修の開催、消費生活の推進に功績のあった推進員への顕彰など、地域に向けた情報発信支援を行う。 あわせて、推進員の活動を補助する物品・教材の補強を行い、地域における活動の更なる活性化を図る。	4,911千円	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
15	方向性2	経済局消費経済課	継続	地域の消費者被害未然防止出前講座	地域で開催される研修や講座、高齢者等を対象とした行事の場に講師を派遣し、消費者被害防止に向けた講座を開催する。	自治会町内会や民生委員等が実施する研修や、高齢者の方を対象とした行事(昼食会やサロン等)に消費生活相談員等の講師を派遣し、消費者被害防止に関する講座を実施する。	2,000千円	－	◎	－	－	－	－	－	－	－	◎	◎
16	方向性2	消費生活総合センター	継続	よこはま消費生活情報くらしナビ	相談事例をコンパクトにまとめ、公的機関や地域等へ配布	・隔月25日、23,000部作成 ・区役所、学校、高齢者利用施設、各区の自治会・町内会へ配布(掲示板に掲示等)	2,276千円	◎	◎	◎	◎	－	－	－	◎	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
17	方向性2	消費生活総合センター	継続	出前講座(地域団体等)	消費生活推進員や自治会・町内会などが開催する悪質商法に関する勉強会などへ講師派遣	被害未然防止と早期解決を図る地域団体、区役所等への講師派遣	170千円 他の出前講座と一括計上	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
18	方向性2	消費生活総合センター	継続	地域の担い手養成セミナー	身近な地域における消費者被害未然防止に向けて、市関係部局と連携しながら、消費生活推進員などを対象に、日常の地域活動のなかで高齢者の目線に立った、声かけや助言を担える人材として養成	出前講座の一部として実施	0千円	－	◎	○	－	－	－	－	－	－	◎	◎
19	方向性2	中区地域振興課	継続	消費生活推進員活動事業 (旧:エコ・食・暮らし安心風土広め隊)	暮らし(消費生活)に関する区民の関心を高め、各家庭や地域での取組みを盛り上げるにより、区民自らが「未来を見据えた賢い暮らしの行動を選択」する安心風土の醸成を図る。	①消費生活推進員の育成 ②消費生活推進員による地区活動への支援 ③消費生活推進員啓発事業への支援	852千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎
20	方向性2	港南区地域振興課	継続	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施	12月頃実施予定	0千円	－	◎	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
21	方向性2	磯子区地域振興課	継続	子ども消費生活セミナー	こどもたちを対象に、消費生活に関する問題についてセミナーを開催する。	7月又は8月に区役所会議室等にて実施予定	10千円	○	◎	◎	－	－	◎	－	－	－	－	－
22	方向性2	磯子区地域振興課	継続	得トク生活フェスタ	パネル展示や実演会、地元野菜の販売等を通して、消費生活推進員の活動を地域に向けて情報発信する。	11月上旬、磯子区役所1F区民ホールにて実施予定	消耗品費で一括計上	－	◎	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
23	方向性2	磯子区地域振興課	継続	磯子暮らしのセミナー	消費者(区民)の意識啓発を目的としたセミナーを開催する。	2月～3月上旬に実施予定	10千円	－	◎	◎	－	○	○	○	○	◎	◎	◎
24	方向性2	磯子区地域振興課	継続	区版いそご消費生活だより発行	広報紙「いそご消費生活だより」を発行し、地域に向けて情報発信する。	3月に1,500部発行し、各自治会・町内会での回覧や、各施設での配架、各イベント参加者へ配布予定	100千円	－	◎	◎	－	○	○	○	○	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
25	方向性2	磯子区地域振興課	継続	消費生活推進員 合同会議	地域で消費生活推進活動を活発に展開できるよう、消費生活推進員を全員を対象とした講義や活動報告会を行う。	年間2回実施 第1回は7月に講師を招いて講演聴講を実施予定 第2回は1月～3月に地区活動報告会・意見交換会を実施予定	0千円	－	◎	○	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
26	方向性2	磯子区地域振興課	継続	施設見学会	消費生活推進員を対象に、知識向上や活動の活性化のため、施設見学会を実施する。	12月頃実施予定、内容未定	0千円	－	◎	○	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
27	方向性2	都筑区地域振興課	継続	ゆずりあい情報板の運営	不用になったために譲りたいものと必要とするものが記載された情報カードを掲示することで、必要としている人に必要としているものが渡るリユースの取組を行う。	毎月1回カードの貼り換え作業を行い、リユースの取組を行う。	0千円	－	◎	◎	－	－	－	－	○	◎	◎	◎
28	方向性2	栄区地域振興課	継続	栄区消費生活講演会の開催	消費者(区民)を対象とし、専門家や学識経験者等を講師とした講演会を開催して、消費者の意識向上を図る。	栄区消費生活講演会の開催 日時・内容：未定	160千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
29	方向性2	資源循環局資源循環推進課	継続	環境に配慮した行動の推進	使い捨てプラスチックの削減に向けた取組として、小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施する。	(環境月間)小売店等と連携した広報啓発の実施	110千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
30	方向性3	経済局消費経済課 区地域振興課 区福祉保健課 局包括支援センター関係課 消費生活総合センター 地域ケアプラザ 等	継続	地域ケアプラザ等との連携	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	・地域ケアプラザ等からの消費生活相談を受け付ける専用回線の設置やリモート相談の実施 ・地域ケアプラザ等見守り関係者への消費生活情報の提供 ・地域ケアプラザ(同時に民生委員等へも)へ高齢者・見守り関連資料を配布 ・年1回「横浜市消費生活総合センター及び地域ケアプラザ等連携会議」を開催し、現場レベルの職員間で、高齢者の消費者被害の防止に向けて情報共有・意見交換を実施	1,500千円	－	◎	○	◎	－	－	－	－	○	○	◎
31	方向性3	消費生活総合センター	継続	資料展示事業	市民向けの消費者教育関係図書・資料・DVD、展示パネルなど消費生活に関する資料等を充実させ、展示・閲覧・貸出	・情報資料展示室の運営(平日9時から19時、土曜日9時～17時) ・年3～4回図書・ビデオ・DVD等の購入	339千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	方向性3	消費生活総合センター	継続	高齢者利用施設への講師派遣	高齢者施設運営者が開催する悪質商法に関する講座へ講師を派遣	高齢者利用施設(地域ケアプラザ等)への講師派遣	No17出前講座(地域団体等)で一括計上	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
33	方向性3	消費生活総合センター	継続	啓発資料等作成事業(高齢者向け)	高齢者向けリーフレットを作成し、配布	・高齢者向け啓発グッズ、リーフレットを作成し、出前講座等を通じて配布	229千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	○	○	◎
34	方向性3	消費生活総合センター 区・地区社会福祉協議会	継続	地域に根ざした高齢者向け消費者啓発	きめ細かい高齢者啓発を目指し、日常的に地域で高齢者と接している各区(地区)社会福祉協議会あてに「悪質商法に注意しよう」「何かあったらセンターに相談しよう」の2点を呼びかける啓発物を配布し、注意喚起	引き続き対応(No. 31「高齢者利用施設への講師派遣」の事業のひとつ)	0千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	○	○	◎
35	方向性3	南区地域振興課	継続	消費生活推進員による地域での出前講座の実施	消費生活推進員が地域に出向き、消費者被害等についてわかりやすく紹介する。	地域の老人会や茶話会に出向き、寸劇や紙芝居などを用いて、消費者被害等についてわかりやすく紹介する出前講座を実施する。	178千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	○	◎	◎
36	方向性3	港南区地域振興課	継続	地区活動助成金の交付	地区活動を効果的な実施を推進するため、助成金を交付	1地区上限30,000円×15地区	450千円	－	◎	－	－	○	○	○	○	◎	◎	◎
37	方向性3	戸塚区地域振興課	継続	地区活動助成金等の交付	消費生活推進活動の効果的な実施を推進するため、助成金を交付	地区活動助成金(16地区) 16地区ごとの消費推進活動に活用 ・戸塚区消費生活推進員の会助成金 消費生活展、啓発講座の開催、広報誌の発行等に活用	937千円	－	◎	－	－	○	○	○	○	◎	◎	◎
38	方向性3	都筑区地域振興課	継続	消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催	日時:令和9年2月5日 13:30～15:30(予定) 場所:都筑区役所6階大会議室 テーマ:豊かな老後のために知っておきたい対策とポイント	0千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
39	方向性4	経済局消費経済課	継続	学校向け消費者教育出前講座	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校等へ派遣する、消費者教育出前講座を実施する。	最新の消費者トラブル等を中心とした様々な事例をテーマにした出前講座を、市内小・中学校、高校、特別支援学校や放課後児童健全育成事業所等を対象に実施する。 テーマ:若年層が巻き込まれやすい消費生活トラブル、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止、物や金銭の使い方、インターネット・携帯電話利用の危険性、エシカル消費 等	1,050千円	◎	○	○	－	－	◎	◎	－	－	－	－
40	方向性4	経済局消費経済課	継続	消費者市民社会啓発事業(エシカル消費)	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	・消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費(エシカル消費)を啓発するグッズを制作し、エシカル消費を広報する。	500千円	◎	◎	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
41	方向性4	経済局消費経済課	継続	わくわく！こどもイベント出展	市役所アトリウムで開催されるわくわく！こどもイベントにブース出展し、啓発を行う。	わくわく！こどもイベント(夏・秋)へ出展し、消費生活総合センター周知、消費生活トラブル及び消費者市民社会の形成に向けた啓発を行う。	0千円	－	－	◎	－	◎	○	○	○	○	◎	○
42	方向性4	経済局消費経済課	継続	夏休みおこづかい講座	消費者教育の一環として小学生向けのおこづかい講座を開催し、保護者と子ども双方に向けた消費者教育を行う。	教育委員会主催の子どもアドベンチャーカレッジ2026において、小学生高学年を対象に、夏休みおこづかい講座を開催する。	13千円	○	○	◎	－	－	◎	－	－	－	◎	－
43	方向性4	消費生活総合センター	継続	各種媒体広告掲載(地域の担い手養成)	福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手と呼ばれる広告を掲載	・福祉団体等が発行している広報誌、機関誌などに地域の担い手と呼ばれる広告を掲載。 ・横浜市老人クラブ連合会発行の「かがやきだより横浜」に記事掲載。 ・横浜市社会福祉協議会発行「福祉よこはま」に広告掲載	501千円	◎	◎	○	－	－	－	－	◎	◎	◎	◎
44	方向性4	消費生活総合センター	継続	出前講座(大学等)	大学が開催する学生向けガイダンスなどへ講師を派遣し、若者を狙った悪質商法等について講演	大学が開催する学生ガイダンスなどへの講師派遣	No17出前講座(地域団体等)で一括計上	◎	－	－	－	－	－	－	◎	◎	－	－
45	方向性4	消費生活総合センター	継続	高校生(または教員)向け講師派遣事業	市内高校の生徒(または教員向け)啓発講座を実施する。	成年年齢引下げに伴い、消費者被害に遭わないよう注意喚起するための講座を実施	No49大学等との連携で一括計上	◎	－	－	－	－	－	◎	－	◎	◎	－
46	方向性4	消費生活総合センター	継続	小中学校向け消費者トラブル事例情報提供事業	子供たちの消費者トラブルを未然に防止するため、教職員を通じて子供たちに実際に起こっている事例等を学校に紹介し、注意喚起等の活用を促進	教育委員会事務局を通じて、トラブル事例情報のデータを各学校へ提供(4・7・10・1月、年4回)	0千円	◎	－	－	－	－	◎	－	－	◎	◎	－
47	方向性4	消費生活総合センター 共催区役所 消費者団体等	継続	消費生活教室(区と共催)	消費生活上の安全・安心の確保、消費者市民社会の形成などに関する、確かな情報と知識を学ぶ教室の区との連携・共催による開催	区との共催で地域に出向き年9回実施予定	414千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
48	方向性4	消費生活総合センター	継続	出前講座(企業等)	企業等へ講師を派遣(有料)	企業等が実施する新入社員研修等への講師派遣(有料)	No17出前講座(地域団体等)で一括計上	－	－	－	◎	－	－	－	－	◎	◎	－

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
49	方向性4	(公財)横浜市消費者協会 消費生活総合センター	継続	大学等との連携	市内大学や専門学校との連携により、効果的な若者向け消費者啓発教育を実施(教職員含む)	・市内の大学等との連携により、若者目線と感性を活かした効果的な若者向け消費者啓発物を作成し、学生や教職員等へ配布 ・市内の大学等との連携により、子どもや若者など多世代に向けて効果的な消費者啓発を実施	92千円	◎	○	－	－	－	－	－	◎	◎	○	－
50	方向性4	港南区地域振興課	継続	消費生活教室	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	日時:令和8年8月26日予定 会場:港南公会堂 参加費:無料 定員:200名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
51	方向性4	保土ヶ谷区地域振興課	継続	講演会「消費生活教室」の開催	講師をお招きして消費生活に関する講座を開催し、情報の提供を行う。	(実施予定) 日時:令和9年1月22日(金)13:30～15:30 会場:保土ヶ谷公会堂1号会議室 参加費:無料 定員:80名 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	99千円	－	◎	◎	○	－	－	－	－	◎	◎	◎
52	方向性4	旭区地域振興課	継続	旭区消費者大学事業	学識経験者や専門家などを講師に招き、区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施	一般区民に向け、広く関心のあるテーマで啓発講座を実施(9月実施予定)	0千円	－	◎	○	－	－	－	－	－	－	◎	◎
53	方向性4	戸塚区市政推進課	継続	環境講演会	区民の皆様を対象に、環境問題への関心や活動に取り組むきっかけづくりとして、環境問題をテーマとした講演会を実施	・環境講演会(予定)	700千円	－	◎	－	－	－	○	○	○	○	○	○
54	方向性4	栄区地域振興課	継続	栄区消費生活推進員の会の広報紙「さかえ消サポだより」の発行	悪質商法や各種詐欺被害の未然防止、省エネ・環境に配慮した生活などをテーマにした広報紙「さかえ消サポだより」を年2回発行し配布する。消費生活推進員の活動紹介、認知度向上を図る。	広報紙「さかえ消サポだより」を発行(10、3月 各800部) 広報紙テーマ:未定	100千円	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎
55	方向性4	泉区地域振興課	継続	消費者対策研修会	多様化する悪質商法や、特殊詐欺に関する情報を学ぶため、講師による講演会を実施する。	横浜市消費生活総合センターと共催で実施予定 テーマ:だまされない消費者になるための心理学～心理学から消費者被害の未然防止を学ぶ～ 講師:中央大学 心理学部 有賀 敦紀 教授 日時:12月7日13時30分から15時30分 定員:80名	0千円	○	○	○	○	－	○	○	○	◎	◎	◎
56	方向性4	瀬谷区地域振興課	継続	消費生活教室	消費生活向上につながる講演会の開催	テーマ:暮らしに活かそう食品表示 日時:令和8年10月30日 会場:瀬谷区役所5階大会議室 参加費:無料 対象:横浜市内に在住・在勤・在学の方	0千円	－	◎	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
57	方向性4	こども青少年局保育・教育支援課	継続	食育推進事業(こども青少年局)	保育所等に、食育計画の策定及び実施を推進する。 給食だよりや、市ウェブサイトで保育所等の給食メニューを紹介することにより、家庭へ食育の啓発を行う。	・保育所等における食育計画の策定及び実施の推進 ・給食だよりや市ウェブサイトを使った保育所等の給食メニューや旬の食材等の紹介による食育の推進	164千円	○	○	○	◎	○	－	－	－	－	◎	－
58	方向性4	健康福祉局健康推進課	継続	食を通じた健康づくり事業(よこはま健康アクション)	横浜市健康増進計画及び横浜市食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行う。	横浜市健康増進計画及び横浜市食育推進計画に基づき、啓発及び事業の推進を行う。 ・栄養バランスのよい食事に関するリーフレットの配付	6,519千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
59	方向性4	健康福祉局高齢健康福祉課市・区老人クラブ連合会	継続	老人クラブ助成事業(シニア大学の開催費用の補助)	・講師を招聘し、高齢者に対し、特殊詐欺被害の防止、消費者トラブルの防止等の講演会を実施(講師として、警察署、消費生活総合センター等)	・市(区)老人クラブ連合会が各区で開催するシニア大学で講演(10区)事業費は5,450千円のうちの一部(5,450千円は、シニア大学の運営経費補助の全体の予算)	5,450千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	－	－	◎
60	方向性4	医療局食品衛生課	継続	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その1)	食の安全について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①横浜市食品衛生協会と協力して、各区で「食中毒予防キャンペーン」を開催し、啓発チラシや啓発グッズ等を配付 ②「食の安全ヨコハマWEB」や「広報よこはま」での情報提供 ③食中毒予防啓発動画の広告を行う(You Tube、TVer、LINE)	3,481千円	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
61	方向性4	医療局食品衛生課	継続	食の安全や食品衛生に関する知識の普及・啓発(その2)	食品衛生に関する知識の向上のため、市民や食品等事業者を対象とした講習会、シンポジウム等を開催する。	①「食の安全を考えるシンポジウム」の開催 ②市民や食品等事業者を対象とした食品衛生に関する講習会の開催	777千円	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
62	方向性4	医療局食品衛生課	継続	食品表示に関する知識の普及・啓発	食品表示について、様々な機会を通して効果的な情報発信を行う。	①食品表示啓発動画の広告を行う(YouTube広告、横浜市学校給食基準献立予定表) ②「食の安全ヨコハマWEB」での情報提供	398千円	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎
63	方向性4	みどり環境局農業振興課	継続	市民や企業と連携した地産地消の展開①	小学生を対象に、地産地消及び食育に関する理解を深めてもらう。	はま菜ちゃん料理コンクール実施	2,000千円	◎	－	○	－	－	◎	－	－	－	－	－
64	方向性4	資源循環局資源循環推進課	継続	環境教育出前講座(資源循環局)	資源の循環等について、市内の学校や地域に、職員等が出向き出前講座を実施する。	未就学児から社会人まで様々な世代を対象にした出前講座の実施	0千円	◎	◎	○	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
65	方向性4	資源循環局資源循環推進課	継続	環境行動を実践する人づくり	環境学習の充実・強化を図る。 取組方針を設定し、PRを行う。 地域との連携を強化する。	①環境学習副読本の作成・配付 ②令和8年度ヨコハマ3Rポスターコンクールの実施	2,974千円	◎	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	－
66	方向性4	資源循環局資源循環推進課	継続	ごみ・環境情報の積極的な提供	市民・事業者へのわかりやすい情報 提供を推進する。 様々な機会や媒体を活用した効果的 な広報・啓発活動を行う。 事務所・工場等の啓発機能の充実・ 強化を図る。 地域特性や対象者(若者、外国人、 高齢者等)に合わせた啓発を推進す る。	プロスポーツと連携したポスター・チラシの製作・交通広告掲出	680千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
67	方向性4	資源循環局資源循環推進課	継続	食品ロス削減に向けた普及・啓発(そ の1)	食品ロスを削減するため、手つかず 食品の現状や調理・保存方法などに ついて、広報媒体やツールを活用し た広報やイベント等における啓発の 実施	・国際機関や事業者等との連携 国際機関等と連携した食について考えるイベントの開催 ・食の問題を考えるきっかけづくり フードバンク団体や社会福祉協議会と連携したフードドライブ活動支援 (18区・51箇所)	32,439千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
68	方向性4	資源循環局事業系廃棄物対策課	継続	食品ロス削減に向けた普及・啓発(そ の2)	食品ロスの発生抑制や削減の取組を 実施して頂ける市内飲食店等を登録 する食べきり協力店を拡大するととも に、様々な機会を活用して消費者へ PRし、意識の向上を実施	・本市SNSにて、消費者へ「食べきり協力店」の紹介を実施 ・鉄道駅などにて広告掲出 ・協力店用ポスター印刷 ・専用ホームページにて、利用者(消費者)へ「食べきり協力店」の情報発 信	1,181千円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
69	方向性4	資源循環局施設課	継続	地域に密着した情報発信等	身近な場所での情報提供の充実を図 る。 情報発信・環境学習の拠点として事 務所・工場機能等の充実・強化を図 る。	①主に小学校や町内会を対象とした工場見学会の実施及び工場イベント の開催 ②主に処分場近隣小学校の4年生を対象とした最終処分場見学会の実 施	① 680千円 ② 600千円	◎	○	◎	－	○	◎	○	○	○	○	○
70	方向性4	資源循環局喫煙対策・美化推進課	継続	環境事業推進委員による啓発活動	3R活動を中心とした環境行動の実 践・啓発活動	・買い物などの際に、マイバッグやマイボトルの利用などにより、不要な容 器包装の利用を抑えるライフスタイルの定着に向けた地域住民への啓 発・働きかけの実施	17,040千円の一部	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
71	方向性4	道路・交通政策局交通政策課	継続	モビリティマネジメント出前講座	「環境」、「福祉」、「キャリア」の3つの 観点からモビリティマネジメント(過度 にマイカーに頼る生活から、公共交 通などを適度に利用する生活への転 換を促す取組)を推進する。	市内全小学校を対象に講座を周知し、申込のあった学校を中心に実施	0千円	◎	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	－
72	方向性4	水道局サービス推進課	継続	出前水道教室	水道事業への理解を深めていただく ことを目的に、市内の小学校に水道 局職員が出向き出前教室を実施す る。	令和7年に引き続き、職員が小学校に出向く学習プログラムに加え、 YouTubeにアップロードした動画も併用しながら実施する。	404千円	◎	－	○	－	－	◎	－	－	－	－	－

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
73	方向性4	教育委員会事務局学校給食・食育推進課 みどり環境局農業振興課	継続	食育推進計画に基づく市立学校での食育	市内産野菜の小学校給食での活用など、市立学校における食育計画を作成し推進する。	①市内産農産物の一斉供給 ②教えて食育Web版の掲載 ③横浜F・マリノスによる食育教室	79千円	◎	－	－	－	－	◎	◎	－	－	－	－
74	方向性5	消費生活総合センター	継続	簡易テスト実習	商品テスト・実習室の機器を活用して、消費生活の中で身近な商品等への関心と知識を深める実習の開催	テスト室を活用して簡単な実験と座学を学び、日常生活に活かしてもらう。	61千円	－	◎	◎	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
75	方向性5	経済局消費経済課 (公財)横浜市消費者協会 市内大学	継続	消費者行政インターンシップ	学生が大学で修得した学問と現場での実践との融合、応用についての理解を深め、学習効果の向上を図るとともに、消費者行政に対する理解を深めることを目的に、大学と協定を締結し、インターン生を受け入れる。	・消費者法を専攻している学生を受け入れる。 ・経済局で本市消費者行政全般にかかる概要の説明や啓発事業、教材開発などの企画の実習を行う。 ・(公財)横浜市消費者協会で協会事業、消費生活総合センター業務補助等に従事し、消費生活相談や啓発講座等消費者行政の現場業務の実習を行う。	0千円	◎	○	○	○	－	－	－	◎	◎	－	－
76	方向性5	経済局消費経済課	継続	みんなで見守りプロジェクト	悪質商法等による消費者トラブルや詐欺被害が拡大する現状を踏まえ、消費者トラブル防止・防犯に向けた、消費者の見守り・注意喚起の取組として ・横浜市・消費生活総合センター ・警察 ・民間事業者(小売業者) ・福祉部門 等と連携した各種取組を実施する。	・警察・消費生活総合センター連名で注意喚起ポスター等を作成し、市民が日常的に訪れるスーパー、商店街、市内施設、地域ケアプラザ、学校、薬局等へ掲示、消費者被害等の防止に向けて、地域一体となった見守りの機運醸成・相談窓口の周知を行う。	1,200千円	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
77	方向性5	経済局消費経済課 市民局地域防犯支援課 神奈川県警	継続	警察連携	詐欺被害や悪質商法の防止に向けて防犯分野と連携のもと、各種取組により広く注意喚起・啓発を実施する。	(取組案) ・消費生活総合センター及び警察関係者による定期的な情報交換会の実施 ・啓発紙等への共同記事掲載	0千円	－	◎	○	－	－	－	－	－	◎	◎	◎
78	方向性5	経済局消費経済課 健康福祉局各所管課等	継続	地域の見守りネットワーク担い手確保事業	市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。	・市職員や地域ケアプラザ職員等の福祉関係者を中心に、高齢者の消費者被害防止に関する研修等を実施する。 ・交通広告やWEB広告等で地域の見守りを促進するための啓発動画を放映する。 ・庁内福祉部門と連携し、福祉分野の各種会議や研修の場で、区の福祉関係職員、民生委員、訪問介護事業所等へ、消費者被害の防止に向けた情報提供・協力依頼等を実施する。	4,286千円	－	◎	－	◎	－	－	－	－	－	◎	◎
79	方向性5	港南区地域振興課	継続	協働による地域づくり推進協議会	消費生活推進員を含む各委嘱委員の代表や、地域活動者が集まり、より良い地域づくりに向け、連携、協力を進める場として開催	・年1回開催予定 ・所属団体:港南区連合町内会長連絡協議会、港南区社会福祉協議会、港南区民生委員児童委員協議会ほか計14団体	15千円	－	◎	－	－	－	－	－	－	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画 事業一覧

No.	方向性の柱	所管・関連	継続/新規/廃止	施 策 ・ 事 業 名	事 業 概 要	令和8年度の取組(事業計画)	令和8年度予算額(千円)	生活領域				年 代						
								学校等	地域	家庭	職域	幼児期	小・中 学生期	高校生期	大学・専 門学校	成 人 期		
																若者	成人一般	高齢期
80	方向性4	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課	廃止	環境教育出前講座(脱炭素・GREEN ×EXPO推進局)	生物多様性や地球温暖化防止といっ た環境問題への理解を深めるため、 市内の小中学校や地域の皆様を対 象に、市民団体、企業、市役所など 専門知識を持った講師が出向き講座 を実施する。	ヨコハマ・エコ・スクール事業に統合	0千円											
81	方向性5	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課	継続	ヨコハマ・エコ・スクール	ヨコハマ・エコ・スクール(YES) 市民団体、事業者、大学等のYES協 働パートナーと連携し、持続可能な脱 炭素社会の実現に向けて子どもたち が主体的に学ぶきっかけづくりや、市 民の積極的な学びを支援する。	【ヨコハマ・エコ・スクール(YES)事業】 ①YES環境出前授業 地域で脱炭素化に向けた活動に取組むYES協働パートナー(市民団体、 事業者、大学等)と連携し、学校への出前授業やイベント等の地域主体 の普及啓発活動を展開することで、市民の行動変容を促していく。 ②YES協働パートナーとの連携促進 市民の環境行動の活性化を推進するエリアリーダーの育成・支援と、多 様な連携促進による行動喚起	2,025千円	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
82	方向性5	みどり環境局環境活動事業課	継続	環境教育出前講座(みどり環境局)	生物多様性の損失や地球温暖化防 止といった環境問題への理解を深め るため、市内の小中学校や地域の皆 様を対象に、市民団体、企業、市役 所など専門知識を持った講師、国際 機関が出向き講座を実施する。	学校・地域を対象に生物多様性や環境全般について学ぶ場を提供する。	1,080千円	◎	◎	○	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
83	方向性5	みどり環境局農業振興課	継続	市民や企業と連携した地産地消の展 開②	農家や地産地消に取り組む市民や飲 食店等への支援を行う。	①はまふうどコンシェルジュの育成講座 ②はまふうどコンシェルジュの活動支援 ③地産地消活動の発表と情報交換の場の設定(食と農のフォーラムな ど)	4,490千円	－	◎	－	◎	－	－	－	－	◎	◎	◎
84	方向性5	みどり環境局環境活動事業課	廃止	エシカル消費普及啓発キャンペーン	エシカル消費を促進するための普及 啓発キャンペーンを実施	環境プロモーションに移行し、市民向けのエシカル消費普及啓発を実施 する。	0千円	－	◎	◎	○	－	－	◎	◎	◎	◎	◎
85	方向性5	みどり環境局環境活動事業課	新規	環境プロモーション	エシカル消費を促進するための普及 啓発を実施	市民が環境に関心を持ち、環境にやさしい行動を継続して実践してい ただけよう、市民向けのエシカル消費普及啓発を実施する。	815千円	－	◎	◎	○	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎
86	方向性5	みどり環境局環境管理課	継続	化学物質対策事業	子どもとその保護者を対象とした化 学物質体験型プログラム(化学実験) を通して、化学物質の正しい知識や 環境リスクの考え方を学び、理解を 促進する。	化学物質の体験型プログラムを実施し、化学物質と環境リスクに関する 普及啓発を図る。	100千円	－	◎	◎	－	－	◎	－	－	◎	◎	◎

令和8年度横浜市消費者教育推進計画
令和8(2026)年4月策定

横浜市経済局 市民経済労働部 消費経済課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
Eメール ke-syohikeizai@city.yokohama.lg.jp
TEL 045-671-2584 FAX 045-664-9533

令和 8 年度重点取組事項に該当する主な事業【掲載事業抜粋】

1. 若年層の消費者被害防止に向けた取組

事業名	事業概要	令和 8 年度の取組予定	所管
若年層向け消費者教育事業 No. 3	消費者教育の一環として成年年齢引下げを踏まえた、若年層向けの消費者教育を行う。	二十歳の市民を祝う集いでの啓発動画放映や、若年層向け啓発冊子の配布など、様々な機会を活用した啓発を実施する。	経済局消費経済課
学校向け消費者教育出前講座 No. 39	弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を市立小・中学校、義務教育学校及び高等学校等へ派遣する、消費者教育出前講座を実施する。	最新の消費者トラブル等を中心とした様々な事例をテーマにした出前講座を、市内小・中学校、高校、特別支援学校や放課後児童健全育成事業所等を対象に実施する。 テーマ：若年層が巻き込まれやすい消費生活トラブル、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止、物や金銭の使い方、インターネット・携帯電話利用の危険性、エシカル消費 等	経済局消費経済課
夏休みおこづかい講座 No. 42	消費者教育の一環として小学生向けのおこづかい講座を開催し、保護者と子ども双方に向けた消費者教育を行う。	教育委員会主催の子どもアドベンチャーカレッジ 2026 において、小学生高学年を対象に、夏休みおこづかい講座を開催する。	経済局消費経済課

2. 多様な分野が一体となった消費者教育・啓発・見守り等の取組

事業名	事業概要	令和 8 年度の取組予定	所管
地域ケアプラザ等との連携 No. 30	区・局・センター・地域ケアプラザ等と連携し、高齢者の消費者被害防止に向けた協働の取組等の充実を図る。	・地域ケアプラザ等からの消費生活相談を受付ける専用回線の設置やリモート相談の実施 ・地域ケアプラザ等見守り関係者への消費生活情報の提供 ・地域ケアプラザ（同時に民生委員等へも）へ高齢者・見守り関連資料を配布 ・年 1 回「横浜市消費生活総合センター及び地域ケアプラザ等連携会議」を開催し、現場レベルの職員間で、高齢者の消費者被害の防止に向けて情報共有・意見交換を実施	経済局消費経済課 区地域振興課・福祉保健課 局包括支援センター関係課 消費生活総合センター 地域ケアプラザ 等
消費者市民社会啓発事業 （エシカル消費） No. 40	消費者市民社会の実現をテーマに講座等を開催し、国の重要消費者施策に係る倫理的消費の普及・促進を図る。	消費者市民社会の実現を目指し、「環境に配慮した消費行動」や「社会に配慮した消費行動」などの倫理的消費（エシカル消費）を啓発するグッズを制作し、エシカル消費を広報する。	経済局消費経済課
みんなで見守りプロジェクト No. 76	悪質商法等による消費者トラブルや詐欺被害が拡大する現状を踏まえ、消費者トラブル防止・防犯に向けた、消費者の見守り・注意喚起の取組として、横浜市・消費生活総合センター・警察・民間事業者（小売業者）・福祉部門等と連携した各種取組を実施する。	警察・消費生活総合センター連名で注意喚起ポスター等を作成し、市民が日常的に訪れるスーパー、商店街、市内施設、地域ケアプラザ、学校、薬局等へ掲示、消費者被害等の防止に向けて、地域一体となった見守りの機運醸成・相談窓口の周知を行う。	経済局消費経済課
地域の見守りネットワーク 担い手確保事業 No. 78	市職員や地域ケアプラザ職員等を対象に高齢者の消費者被害防止に関する研修の実施、見守り啓発動画の放映による高齢者の消費者被害未然防止に関する啓発等を実施する。	市職員や地域ケアプラザ職員等の福祉関係者を中心に、高齢者の消費者被害防止に関する研修等を実施する。交通広告や WEB 広告等で地域の見守りを促進するための啓発動画を放映する。庁内福祉部門と連携し、福祉分野の各種会議や研修の場で、区の福祉関係職員、民生委員、訪問介護事業所等へ、消費者被害の防止に向けた情報提供・協力依頼等を実施する。	経済局消費経済課 健康福祉局各所管課等

3. デジタル社会の進展に伴う消費者トラブル防止に向けた取組

事業名	事業概要	令和 8 年度の取組予定	所管
悪質商法対策事業 No. 1	靈感商法を含む悪質商法の未然防止を呼び掛けるとともに消費生活総合センターの相談窓口を啓発する動画を各所で放映することで、靈感商法を含めた悪質商法の未然防止と早期発見を図る。	靈感商法を含む悪質商法の未然防止と消費生活総合センター相談窓口を啓発する啓発動画を、各種 WEB 広告や交通広告を中心に放映する。	経済局消費経済課

「横浜市消費者教育推進の方向性の見直し」

1 はじめに

横浜市では、平成 27 年 9 月に策定した「横浜市消費者教育推進の方向性（以下「方向性」）」において示された基本的な考え方をもとに、毎年度「横浜市消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育を総合的に推進している。

この「方向性」について、策定から約 10 年が経過し、スマートフォンの普及などデジタル社会の急速な進展や、決済手段の多様化等による消費者被害の高度化・複雑化等、消費者を取り巻く状況も大きく変化していることから、時代に即した「方向性」の見直しについて検討、改定に向けた考え方を以下のとおり示す。

2 見直しの主な視点・要素

「方向性」の策定から現在までの消費生活を取り巻く社会情勢の変化や、「方向性」に基づく各施策の取組状況等を勘案し、見直しの視点・要素として次の点が挙げられることを確認した。

(1) 成年年齢引き下げ

令和 4 年 4 月 1 日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことで、若年層への消費者教育がより重要となっている。

(2) 消費生活推進員制度の変化

令和 7 年度には制度不実施区が 10 区となり、地域での消費者教育の在り方が変化している。

(3) デジタル社会の進展

デジタル社会の進展に伴い消費者被害は多様化・複雑化していることから、これに対応した消費者教育が一層求められている。

(4) 悪質商法等の増加

近年、悪質な事業者による点検商法の相談が高齢者を中心に増加しているなど、依然として発生する悪質商法の防止には、福祉部門等の関係機関との連携※が不可欠である。

※補足意見として、次のとおり付加する。

平成 28 年 4 月に改正消費者安全法が施行され、「消費者安全確保地域協議会」の設置が可能となり、全国的に高齢者等の被害防止に係る関係機関との連携体制のあり方についてはますます議論が盛んになっているところである。横浜市においては、今回の方向性の見直し以降も、引続き国の動向を注視し、既存の福祉ネットワーク等との連携を一層推進し、実効的な見守りを広げていくことが望まれる。

3 「方向性の柱」の見直し

前項の視点・要素を踏まえ、見直しのポイントとして「方向性の柱」が重要と考え、既存の柱の再編成も含めた検討を行った。

（主な審議内容）

- ・ 現行の「方向性の柱」に基づく各取組の振り返り
- ・ ヨコハマ e アンケートの結果を活用した、市民意識や行動の傾向の把握

「横浜市消費者教育推進の方向性の見直し」

- ・ 複雑化・多様化する消費者問題に対し、顕在化したリスクと強化すべき取組の精査
- ・ 地域の見守りのなり手不足等の現状を踏まえた、既存の制度の見直しの必要性、代替案の検討
- ・ 時流に即した新たな視点の確認

これらの議論を踏まえ、新たな「方向性の柱」として以下の 4 項目を示す。

【方向性 1】効果的な情報発信の強化

【方向性 2】多様な機関との連携による地域での啓発の活性化

【方向性 3】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

【方向性 4】協働の推進、関連分野との連携

4 「方向性の柱」に基づく取組内容等について

前項で示した各「方向性の柱」に基づく取組内容等については、次の点に留意の上、十分に精査・検討を行うことを求める。

(1) 【方向性 1】効果的な情報発信の強化

インターネットをはじめとしたデジタル手法による情報収集が多くの世代で主体となりつつある一方、既存のメディア等からの情報収集を主とする方も一定数いることを踏まえ、幅広い世代に情報を届けるためには、それぞれの特性を踏まえた多様な手段で情報発信を行っていく必要がある。

(2) 【方向性 2】多様な機関との連携による地域での啓発の活性化

高齢者等、消費者被害に遭いやすい方の消費者被害防止にあたっては、家族、福祉関係者、地域の見守りの担い手となり得る方への働きかけが特に重要である。既存の枠組みにとらわれない様々な担い手との連携の推進が求められる。

(3) 【方向性 3】生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

成年年齢の引き下げを踏まえた若年層向けの啓発をはじめ、学校や地域、家庭、職域などの生活領域や年代に応じた啓発の取組を推進する必要がある。

(4) 【方向性 4】協働の推進、関連分野との連携

SDGs の理念の普及等を踏まえ、脱炭素型ライフスタイルの推進やエシカル消費など、「消費者市民社会」の形成に資する視点に基づく取組のため、庁内外の多様な主体との横断的な連携が望まれる。

5 おわりに

本意見書は、「横浜市消費者教育推進の方向性」の策定から約 10 年が経過し、その間に消費者を取り巻く状況や生活様式が変化したことを踏まえ、現状に即した見直しを行うことを期待するものである。

また、横浜市においては「方向性」の見直しとともに、消費者教育施策について十分な検討を行い、さらに効果的・効率的な事業展開により消費者の安全・安心を確保することが望まれる。

(案)

横浜市消費者教育推進の方向性

令和 8 年〇月改定

横浜市経済局

目 次

1 「横浜市消費者教育推進の方向性」改定にあたって

- (1) 消費者教育推進の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 消費者教育の役割・意義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 消費者教育が目指す消費者像・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) ライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育の実施・・・・・・ 3

2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

- (1) 消費者被害の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 横浜市の消費生活相談の状況・・・・・・・・・・・・ 4
 - 【コラム①】横浜市消費生活総合センター・・・・・・・・ 7
 - 【コラム②】単独世帯・高齢者のみ世帯の増加・・・・・・ 8
- (3) 横浜市消費者教育施策の現状と課題・・・・・・・・ 9
 - 【コラム③】横浜市消費生活推進員・・・・・・・・・・・・ 11
 - 【コラム④】消費者市民社会・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 【コラム⑤】エシカル消費・・・・・・・・・・・・・・ 13

3 横浜市消費者教育の方向性

- 方向性 1 効果的な情報発信の強化・・・・・・・・・・・・ 14
- 方向性 2 多様な機関との連携による地域での啓発の活性化・・・・・・・・ 14
- 方向性 3 生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した
教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 方向性 4 協働の推進、関連分野との連携・・・・・・・・・・ 15

4 推進体制

- (1) 横浜市の消費者教育推進体制・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議・・・・・・・・・・ 16
- (3) 横浜市消費者教育推進地域協議会・・・・・・・・・・・・ 17

1 「横浜市消費者教育推進の方向性」改定にあたって

(1) 消費者教育推進の背景

社会情勢等の変化を踏まえて更新

ア 消費者をめぐる状況の変化

「横浜市消費者教育推進の方向性」の策定から10年が経過し、超高齢社会の進行や成年年齢の引き下げ等の影響もあり、消費者自身による解決が困難なトラブルが増加するとともに、社会経済の複雑化・デジタル化により、新たな形態の消費者被害が発生する等、消費者をめぐる状況は大きく変化しています。

特にデジタル化の進展により、インターネットやSNSを通じた取引が年齢を問わず日常化し、多様な決済手段の普及により、消費者にとっては利便性が向上する一方で、その仕組みが複雑になっています。

また、高齢者の割合は年々増加するとともに、単身世帯の増加による地域コミュニティの希薄化と孤独・孤立の問題及びそれに伴う消費者トラブルの潜在化・深刻化が懸念されます。

一方で、SDGs やエシカル消費等の持続可能な社会の形成に向けた取組への機運も高まっており、消費者に対してはこれらの取組への積極的な参画が望まれています。

イ 消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）

平成24年12月に施行された「消費者教育推進法」では、国や自治体において、①消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結び付ける実践的能力の育成、②消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるように積極的に支援することを理念としています。

また、消費者が消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」という考え方が定義づけられました。

ウ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」の閣議決定

平成25年6月に閣議決定され、令和5年3月に変更された「基本方針」では、①「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進、②多様な消費者の特性を踏まえたきめ細やかな対応（特に若年者、高齢者等）、③デジタル化への対応、④消費者市民社会の一員としての行動を促進を基本的視点としています。

また、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育の実施が重要とされています。

国の基本方針(R5.3)を
踏まえて更新

(2) 消費者教育の役割・意義

消費者教育とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動」（消費者教育推進法第2条第1項）のことを指します。これは、消費者が合理的な意思決定を行い、被害に遭わず適切に対処できる力を育むとともに、公正で持続可能な社会の発展に参加する主体として行動できるよう支援するものです。

さらに、SDGs の目標 12「つくる責任・つかう責任」に示されるように、消費者の行動が社会・環境に大きな影響を持つという認識に基づき、エシカル消費の推進にもつながります。

また、消費者の多様化が進む中で、一時的にぜい弱な状態に陥る場面もあるほか、消費者自身が加害者となる可能性もある現状を踏まえ、現代社会において消費者教育の重要性は一層高まっています。

(3) 消費者教育が目指す消費者像

「基本方針」において、自立した消費者とは、合理的意思決定ができ、被害に遭わない消費者であり、また消費者教育とは、社会の一員として、より良い市場と社会の発展のために積極的に関与するという点でも自立した消費者を育成する教育であるとしています。

本市においても「被害に遭わない消費者」と「消費者市民社会の形成に関与する消費者」の2つの取組を両輪で推進していくことが重要です。

【目指す消費者像】

- 被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる自立した消費者
- 周囲をサポートできる消費者



- よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者

消費者力の育成

- ・気づく力
- ・断る力
- ・相談する力
- ・働きかける力（相談を勧める等）

- ・自らの消費行動が社会経済や地球環境に影響を与えるとの自覚を持つ消費者（⇒消費者市民社会の形成に参画）
- ・持続可能な消費を実践する消費者（⇒SDGs の達成にも寄与）

(4) ライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育の実施

「基本方針」においては、消費者教育施策・事業の「見える化」を図り、多様な主体によって実施されている取組を整理・共有することで、各主体が取組相互の関係を明確にし、体系的かつ継続的な消費者教育を推進することが期待されています。

また、消費者教育が、ライフステージに応じた教育の場を活用して効果的に行われるとともに、様々な担い手と連携し、広く社会で、消費者の継続的な学びと考える力の獲得を支援することが重要とされています。

【参考】消費者教育の推進の内容（消費者教育の推進に関する基本的な方針（令和5年3月28日変更）概要版より）

様々な場における消費者教育		人材（担い手）の育成・活用	
学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・ 成年年齢下げ を踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・ 外部講師の活用 の促進 ・ デジタル教科書等に対応した教材提供 ・ 教科横断的な実践等 好事例の周知	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進	
	(大学・専門学校等) ・消費者教育の 次世代の担い手育成 の視点 ・ 学生主体による啓発活動等 の取組事例の収集・提供 ・ マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識 の提供	(大学等) ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進	
地域社会	・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・ 誰一人取り残されないデジタル化 への対応	・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援	
家庭	・ 保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話すこと で消費者被害を予防 ・家庭内で 高齢者と情報共有、連携	(消費者) ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により 消費者の自主的な相互の学びの取組を支援	
職域	・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・ 事業者向け消費者教育プログラム の開発 ・ 積極的に取り組む事業者の奨励	・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待	

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

国による連携・協働の働きかけ

- ・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

2 横浜市の現状と本市消費者教育施策の課題

直近の状況を踏まえて更新

(1) 消費者被害の現状

スマートフォンやインターネット、SNS の普及をはじめとするデジタル化の急速な進展や電子商取引の拡大及び決済手段の多様化、高齢化の進行、グローバル化の拡大等、消費者を取り巻く現状は、横浜市に限らず全国的に同様の状況になっています。

こうした状況の中で、悪質商法の手口の高度化・複雑化が進んでおり、消費者被害は全ての年代において発生しています。例えば、高齢者については、在宅時間が長いことから点検商法などの訪問販売による被害に遭いやすい傾向がみられる一方で、若年～中年層では SNS 広告等をきっかけとした副業・投資等の利益をうたう勧誘についてのトラブル等が増加しています。消費者が多様化する中で、トラブルの類型もまた、多様化していると言えます。

(2) 横浜市の消費生活相談の状況

本市での電話・面接による消費生活相談は近年漸増しています。その中でも、60 歳代以上の方の相談は、件数に加えて割合も概ね増加しており、増加率が高い傾向にあります（表 1）。

【表 1】本市消費生活総合センター相談件数の推移

（単位：件）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
相談 件数	14, 539	14, 732	15, 004	16, 638	17, 167 (暫定)
うち 60 歳以上	5, 237	5, 248	5, 708	6, 710	7, 027
(%)	36. 0%	35. 6%	38. 0%	40. 3%	40. 9%

令和 6 年度の本市消費生活総合センター相談実績によると、相談件数の多い販売購入形態である通信販売が全体の約 46%、店舗購入が約 25%、訪問販売が約 21%となっており、これらを合わせると全体の約 9 割を占めています。また、通信販売については 50 歳代を中心に幅広い世代からのご相談がある一方で、訪問販売については 80 歳以上からの相談件数が 769 件で、訪問販売全体の約 3 割を占めています（表 2）。

さらに、年代別の商品役務別の上位 5 品目（表 3）を見ると、60 歳以上では「工事・建築」や「給湯システム」といった相談が多く、屋根や給湯器等の無料の点検と称して訪問し、「このままでは屋根が壊れて雨漏りしてしまう」「古くなって危険なので交換した方が良い」などと不安をあおり、高額

直近の状況を踏まえて更新

な工事を契約させる点検商法に関する相談が多く寄せられています。点検商法に関する相談件数は令和4年度から令和6年度にかけて倍以上に増加しています（図1）。また、令和6年度の点検商法に関する相談件数は60歳代以上からの相談が全体の8割以上を占め、在宅している高齢者が被害に遭いやすい傾向にあります（図2）。

一方で、18～49歳では「不動産貸借」に関する相談件数が1位となっており、賃貸物件からの退去費用に関するトラブル等が主な内容となっています。

また、幅広い年齢で上位となっている「商品一般」の相談内容は多岐にわたりますが、代表的な相談としては「不審な電話」、「不審な請求」、「不審なメール（フィッシングメール等）」、「不審な荷物」が挙げられます。

【表2】令和6年度販売購入形態別・契約者年代別相談件数

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	計
店舗購入	70(61)	470	450	423	527	361	370	237	167	3,075
通信販売	247(81)	509	535	733	1,137	931	788	425	453	5,758
訪問販売	30(30)	285	191	180	265	294	416	769	144	2,574
電話勧誘販売	9(9)	117	65	71	97	97	98	117	72	743
訪問購入	0(0)	1	7	5	11	18	32	43	4	121
マルチ・マルチまがい	1(1)	16	6	5	5	1	5	3	5	47
その他無店舗	3(2)	8	15	10	13	10	16	8	9	92
ネガティブ・オプション	0(0)	1	2	1	5	9	1	5	6	30
計	360(184)	1,407	1,271	1,428	2,060	1,721	1,726	1,607	860	12,440

注（カッコ）内は18歳・19歳の内数

直近の状況を踏まえて更新

【表3】令和6年度契約者年代別・商品・役務別 上位5品目相談件数

(単位: 件)

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1	インターネットゲーム 80(1)	不動産貸借 159	不動産貸借 181	不動産貸借 146	商品一般 198	商品一般 194	商品一般 223	工事・建築 244
2	エステサービス 20(20)	役務その他サービス 113	商品一般 80	商品一般 97	役務その他サービス 139	化粧品 156	役務その他サービス 169	商品一般 155
3	健康食品 19(10)	医療サービス 106	医療サービス 64	化粧品 71	化粧品 129	役務その他サービス 133	工事・建築 157	役務その他サービス (同率2位) 155
4	化粧品 18(5)	エステサービス 83	役務その他サービス (同率3位) 64	工事・建築 64	不動産貸借 125	工事・建築 125	化粧品 149	給湯システム 96
5	医療サービス 16(14)	商品一般 64	修理サービス 58	修理サービス 60	健康食品 121	健康食品 121	健康食品 114	健康食品 94

注 (カッコ)内は18歳・19歳の内数

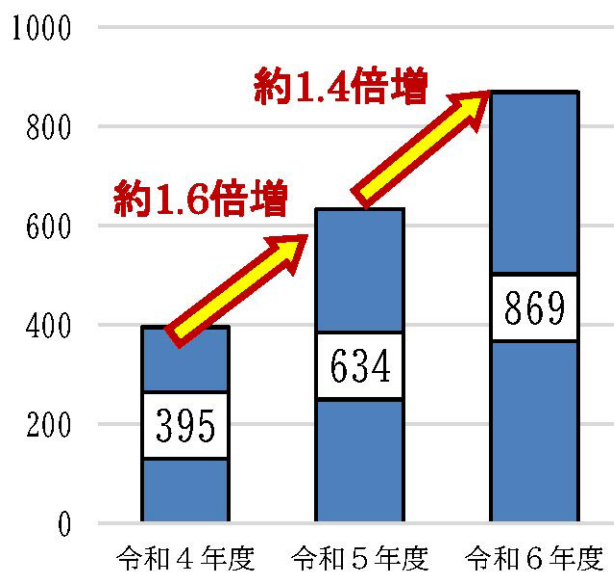
【国民生活センターの商品・役務別分類】

商品一般…商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求(メール)等に関するもの

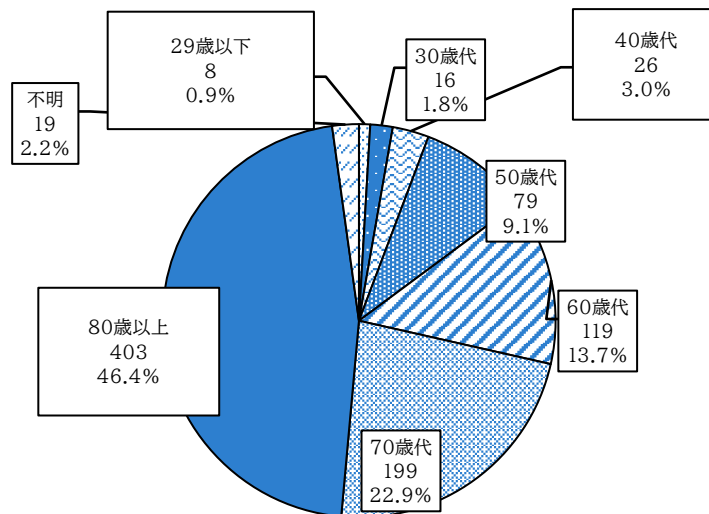
化粧品…基礎化粧品、化粧石鹸、歯みがき粉、マニキュア、脱毛剤等に関するもの

役務その他サービス…サービス業のうち「金融・保険」「運輸・通信」「教育」「教養・娯楽」「保健・福祉」「外食・食事宅配」「冠婚葬祭」「家事」等のサービスに該当しない役務に関するもの

【図1】令和4年度～令和6年度に係る点検商法の相談件数



【図 2】令和 6 年度 点検商法の年代別件数と割合



【コラム①】横浜市消費生活総合センター

消費者安全法第 10 条では、都道府県及び市町村に対し、「消費生活に関する苦情の処理及び相談に応ずる体制の整備を図る」ため、「消費生活センターの設置その他必要な措置を講ずること」を努力義務としています。

横浜市では、昭和 49 年 7 月に「横浜市消費者センター」を開設、その後、平成 10 年 1 月に現在の港南区上大岡へ移転し、「横浜市消費生活総合センター」に改称しました。市民の安全で快適な暮らしを実現するための拠点施設として、消費生活相談、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供事業等の消費生活の支援を総合的に行っています。

横浜市消費生活総合センターには、「消費生活相談員」が配置され、相談対応やあっせんなどの業務にあたっています。「消費生活相談員」とは、関連法令や契約についての専門知識を持ち、消費者安全法に基づく国家資格を有する、消費生活相談機能の中核的役割を担う存在です。

<横浜市消費生活総合センター>

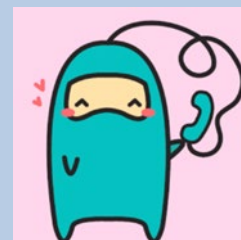
横浜市港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー 4 階

HP : <https://www.yokohama-consumer.or.jp/>

【消費生活相談】

☎045-845-6666



消費生活総合センター
啓発キャラクター
「はまのタスケ」

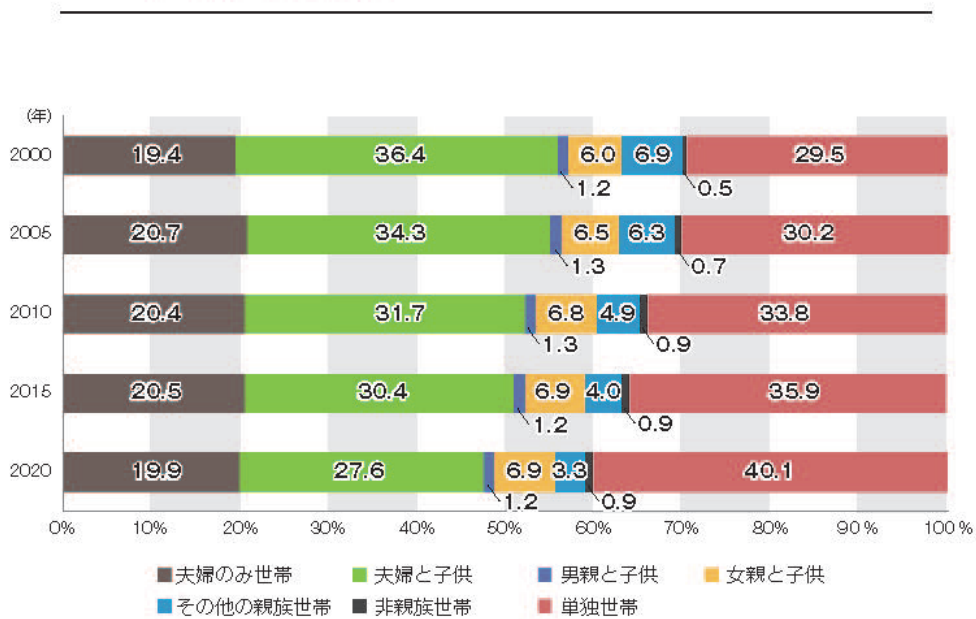
コラム追加

【コラム②】単独世帯・高齢者のみ世帯の増加

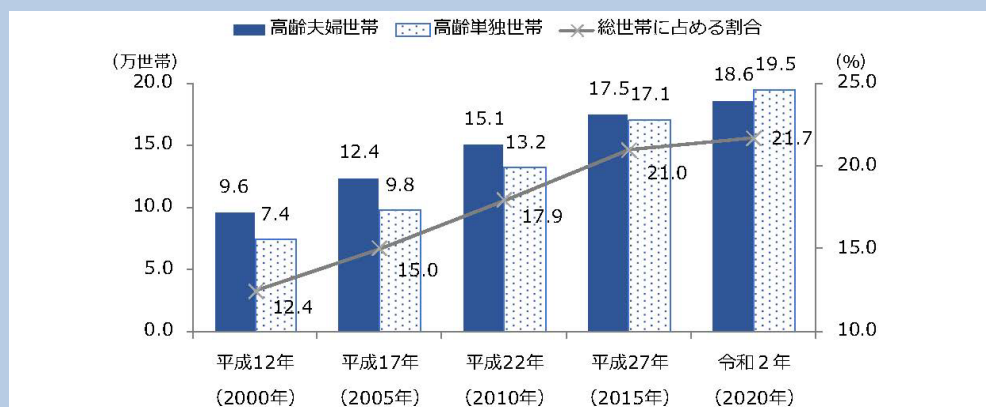
令和2年の国勢調査結果では、単独世帯が世帯割合の40.1%に達しています（「横浜市民生活白書 2026」から）。

図3 家族類型別世帯数の割合の推移

国勢調査（総務省）



また、高齢者数の増加に伴って「高齢夫婦世帯」、「高齢単独世帯」も増加しています。令和2年の国勢調査結果では、総世帯に占める高齢夫婦世帯と高齢単独世帯は、平成12年には12.4%であったのに対して、令和2年には21.7%となっています（「よこはまポジティブエイジング計画」から）。



【出典】国勢調査（総務省）

※国勢調査の「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯のこと。

今後も、在宅する高齢者が消費者被害のターゲットとなることが懸念されます。

(3) 横浜市消費者教育施策の現状と課題

ア 効果的な情報発信の必要性

令和7年度に実施したヨコハマeアンケート「消費生活に関するアンケート」(以下「eアンケート」という)では、消費生活に関する情報の入手手段として「インターネットやソーシャルメディア」との回答が全体の63.0%を占めて最も多く、デジタル手法を通じた情報収集が主体となっている一方で、「テレビ・ラジオ」や「新聞・雑誌」、「広報よこはま」等の従来型の手法で情報収集する方も多くいる状況です。

また、eアンケートにおいて横浜市消費生活総合センターの知名度を尋ねたところ、「知らない」との回答が25.2%、「名前は聞いたことがあるが場所や役割は知らない」との回答を合わせると46.8%となることから、身近な相談窓口として消費生活総合センターの存在をさらに周知していくことが重要です。

幅広い世代に向けて情報を届けるため、消費者の特性を踏まえた多様な手段で周知啓発を行っていく必要があります。

【参考】消費生活情報の入手先 ※複数回答可

(令和7年度第14回ヨコハマeアンケート「消費生活に関するアンケート」から)

n=1,346

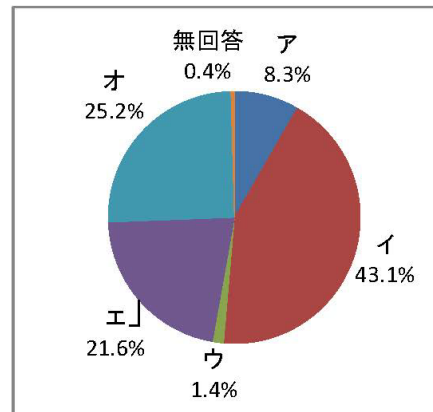
No.	内容	回答数	%	
ア	家族・友人・同僚など	338	25.1%	
イ	インターネットやソーシャルメディア(YouTube、X、Instagramなど)	848	63.0%	
ウ	横浜市消費生活総合センターの広報媒体(情報紙・PR物品等)	120	8.9%	
エ	公共交通機関のサイネージにおける動画広告	57	4.2%	
オ	区役所・市役所のサイネージにおける動画広告	41	3.0%	
カ	テレビ・ラジオ	642	47.7%	
キ	新聞・雑誌(フリーペーパー含む)	393	29.2%	
ク	広報よこはま	357	26.5%	
ケ	講座、講演会	28	2.1%	
コ	地域の催し	18	1.3%	
サ	地域の掲示板・回覧板	111	8.2%	
シ	消費生活に関する活動をしている団体(消費者団体やNPO等)	30	2.2%	
ス	関心がないので入手していない	84	6.2%	
	その他	13	1.0%	

【参考】消費生活総合センターの認知度

(令和7年度第14回ヨコハマeアンケート「消費生活に関するアンケート」から)

n = 1,346

ア	場所や役割まで知っている (Q6へ)	8.3%	112
イ	名前や役割は知っているが場所は知らない (Q6へ)	43.1%	580
ウ	名前や場所は知っているが役割は知らない (Q6へ)	1.4%	19
エ	名前は聞いた事があるが場所や役割は知らない (Q6へ)	21.6%	290
オ	知らない (Q7へ)	25.2%	339
無回答		0.4%	6
		100.0%	1,346



イ 多様な関係機関及び地域の見守りの担い手と連携した消費者教育・啓発の推進

高齢化の進行・単身世帯の増加等の要因により、地域における住民相互のつながりが徐々に希薄化し、様々な生活課題を抱えた人が誰にも相談できず孤立してしまうことが懸念されます。

本市では地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを掲げ、地域福祉を推進しています。こうした地域の見守りのネットワークを構築する担い手や福祉・防災部門及び警察等関係機関との連携を強化し、消費者被害を地域課題として共有し、「気づき」「つなぐ」体制を構築することが重要です。

また、横浜市独自の取組として、消費生活の分野における地域の見守りの担い手として、自治会町内会から推薦された方を委嘱する消費生活推進員制度を実施しています。平成22年の本市の委嘱委員の見直しを契機に各区の実情に合わせて実施することとなっており、令和8年4月時点では18区中7区での制度実施となっています。消費生活推進員は原則として地区連合町内会を単位に地域の実情に沿って活動しています。

消費生活推進員に限定
→ 多様な機関や担い手との連携
に拡充

【コラム③】横浜市消費生活推進員

横浜市消費生活推進員は、横浜市消費生活条例第 16 条に基づき市長から委嘱された委員で、地域に根ざした自主的な活動を通じて、安全で快適な消費生活の推進に取り組んでいます。昭和 56 年から制度が始まり、令和 8 年 4 月 1 日現在、458 人が活動しています。任期は 2 年で、原則として通算 3 期 6 年まで活動を行うことができます。

消費生活に関する知識を学び、地域での啓発活動や情報発信、見守り活動などを行う、消費者教育の重要な担い手です。

【参考】消費生活推進員の地区活動内容

活動分類	内 容	活動種別 記号	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発	・ 消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 ・ 地域の見守り活動への参加	A	年 2 回以上
	1 上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	B	実施回数は任意（地区の実情により実施）
	2 環境に配慮した購買行動の推進		
	3 情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	C	

※令和 6 年度は、地域での啓発講座の開催等、全市で 612 回の地区活動が実施されました。

ウ 高齢者・障害者等、消費者被害に遭いやすい方への情報提供の必要性

高齢者・障害者といっても、個々の状況は様々であり、地域活動の担い手として活動するなど、障害特性や能力に応じて主体的に生活する方もいる一方で、年齢・障害特性・生活不活発・疾病等により、情報収集が困難で被害に遭いやすい状況に置かれる場合もあります。国の基本方針でも、多様な特性に応じたきめ細かな対応や、自ら情報にアクセスすることが困難な方への支援の重要性が示されています。

本市においても、本人向けの啓発に加え、家族、福祉関係者、地域の見守りの担い手など支援者の方に日常の関わりの中で早期に「気づき」、被害防止につなげていただけるよう、消費生活情報を届ける等、働きか

けていくことが重要です。

社会情勢の変化、第13次以降の審議内容を踏まえて追記

エ デジタル社会の進展に対応した消費者被害防止の取組

デジタル化の急速な進展に伴い、インターネット上の取引における消費者トラブルが多発しています。特に、副業や投資に関する勧誘や誤認しやすい広告による定期購入トラブル、SNS等の電子広告といったデジタル媒体を起点とする被害が幅広い年代に広がっています。第14次消費生活審議会では、SNS広告等を活用した啓発や事業者に対しての啓発の実施、トラブルに遭ってしまった後の相談窓口の周知啓発等の重要性が指摘されています。

国の基本方針でも、デジタル化の進展に対応した消費者教育・啓発の推進が求められています。本市としても、デジタル媒体を活用した情報提供の強化、相談事例の迅速な共有等、社会情勢の変化に対応した被害防止の取組を推進する必要があります。

オ 成年年齢の引き下げに対応した若年層向け啓発の必要性

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18・19歳についても親の同意なく契約当事者となることが可能となりました。若年層は一般に知識や経験が十分でないことから契約判断が難しく、消費者トラブルへ巻き込まれるリスクが高まっています。国の基本方針においては、成年年齢引下げを踏まえ、若年者が適切に判断し行動できるよう支援する教育・啓発の重要性が示されています。

本市では、学校向け出前講座の実施や二十歳の市民を祝うつどい等、若年層が集まる機会を捉えて啓発に取り組んでいます。さらに、教員や保護者など周囲の支援者への啓発や、若者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知等、若年層の消費者被害防止に向けた取組を継続していくことが重要です。

カ 緊急時の消費者被害への対応

災害や感染症の拡大時には、社会不安に便乗した悪質商法や虚偽の情報が広がりやすく、消費者被害が急増する傾向があります。本市の第13次消費生活審議会では、災害時の屋根等の点検商法や保険金申請代行に関するトラブル、コロナ禍における誤情報の拡散による衛生商品の買占め等、緊急時に特有の相談が急増することが明らかにされています。

また、緊急時は不確かな情報が流通し、誤った判断につながりやすく、一般消費者であっても一時的に”ぜい弱な状態”に置かれ、消費者被害に遭いやすくなる可能性があります。そのため、平時から正しい情報を適切に判断する力（＝情報リテラシー）の育成が重要です。

本市としては、過去の相談事例に基づき、災害・感染症時に発生しやすいトラブルについて、平時から備えを促す注意喚起の実施や情報リテラシーについての啓発を行う必要があります。

キ 「消費者市民社会」形成に資する視点による多様な分野との連携・協働
SDGs の普及に伴い持続可能な社会への関心が高まる中、消費生活分野においても、脱炭素型ライフスタイルの推進やエシカル消費の普及など、公正かつ持続可能な「消費者市民社会」の形成に資する取組が重視されています。

本市においても、これまで各部局や関係機関がそれぞれの立場で消費者教育を進めてきましたが、庁内外の多様な主体が連携して取り組む体制づくりが重要です。

庁内では、学校教育や環境教育など、各区局が実施している取組を継続しつつ、横断的に連携して取組を進めていくことが求められます。

庁外では、事業者・市民団体・NPO 等との協働の推進が重要です。地域には個々の強みを活かした特色ある活動を行う多様な団体が存在するため、今後はこうした主体との情報共有や協働の機会を拡充し、地域特性や対象者に応じた事業を推進していく必要があります。

【コラム④】「消費者市民社会」

●消費者庁 HP（消費者教育推進法第2条第2項）

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

→誰もが心豊かによりよく暮らせるよう、1人ひとりが積極的に参加する社会（神奈川県 HP）

【コラム⑤】「エシカル消費」

●消費者庁「エシカル消費特設サイト」

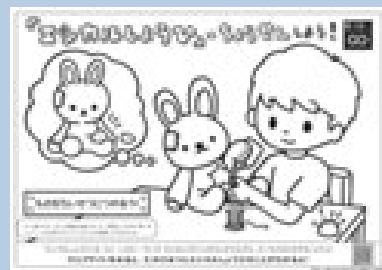
エシカル（※）消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

※エシカル＝倫理的・道徳的

たとえば、

- ・ 本当に必要か、よく考えてから買う
- ・ 壊れてしまったものを直して使う
- ・ 地産地消を実践する
- ・ 食べきれる量を注文する
- ・ すぐに食べるものは、賞味期限が近いものを買う

こうしたすぐに実践できる行動も、エシカル消費の一つです。



3 横浜市消費者教育の方向性

本市で今後、どのように消費者教育に取り組んでいくのかという方向性の柱について、制定から10年が経過し、社会情勢や生活様式が大きく変化したことを踏まえ、4つの方向性の柱に整理しました。

方向性1 **効果的な情報発信の強化**

【推進項目】

消費者教育・啓発に関する情報発信力を強めていきます。

【推進項目の内容】

- (1) デジタル・アナログ両方の様々な媒体、機会を利用した
 - ・消費生活相談窓口である横浜市消費生活総合センターの周知
 - ・消費者教育・啓発となる情報の確実な伝達
 - ・「消費者市民社会の形成」という理念の浸透に関する効果的・効率的な消費者への情報提供
- (2) 自ら情報にアクセスすることが困難な方への、周囲の方も含めた情報伝達についての検討、推進

方向性2 **多様な機関との連携による地域での啓発の活性化**

【推進項目】

多様な機関等との連携により、地域に密着した啓発を実施します。

【推進項目の内容】

- (1) 消費生活推進員の地域に根差した啓発活動の支援及び消費生活推進員が主催する出前講座等への講師派遣等による連携
- (2) 地域ケアプラザをはじめとした福祉関係者との連携を深め、消費者トラブル情報のタイムリーな情報提供や研修の実施による職域の中での消費者の見守りの意識の醸成
- (3) 警察・防犯所管課との連携による消費者被害防止のための啓発の実施及びセンターとの連携の強化
- (4) 防災所管課等との連携による緊急時の消費者被害防止のための平時からの啓発の実施
- (5) 消費者団体との情報交換等の連携強化

方向性 3 生活領域や年代に応じた消費者市民の育成を目指した教育の推進

【推進項目】	【推進項目の内容】
(1) 学校等における消費者教育の推進	ア 小学校、中学校期における消費者教育の推進 イ 高等学校における消費者教育の推進 ウ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 エ 障害等により支援が必要な児童・生徒への消費者教育の推進
(2) 地域社会における消費者教育の推進	ア 高齢者に対する消費者教育の推進 イ 障害者に対する消費者教育の推進 ウ 若者に対する消費者教育の推進 エ 成人一般に対する消費者教育の推進
(3) 家庭における消費者教育の推進	ア 金銭や物の使い方についての消費者教育の推進 イ スマートフォンやインターネット等の使い方についての消費者教育の推進 ウ 健やかなくらしに関する消費者教育の推進(食育等) エ 危害・危険から身を守るための消費者教育の推進
(4) 職域における消費者教育の推進	ア 消費者であるとともに家庭人・地域人でもある社員への消費者教育の推進・情報提供 イ 消費者志向経営の視点を持った従業員となるための教育 ウ 企業としての社会的責任意識を高める教育

方向性 4 協働の推進、関連分野との連携

協働の推進、関連分野との連携により、消費者教育を総合的に推進します。

【推進項目】	【推進項目の内容】
(1) 消費者被害防止に加え、消費者市民社会構築にむけた企業や各種団体等との分野横断的な連携・協働の推進	ア 消費生活に関する担い手との連携 イ 各種市民団体、NPO等との協働 ウ CSR活動としての消費者教育支援、情報共有
(2) 関連分野との連携	ア 関連する教育との連携 イ 関係区局との連携推進

4 推進体制

本市の消費者教育を推進するに当たっては、消費者庁等国の関係する機関の動向等を踏まえた上で、圏域を包括する神奈川県や近隣他都市とも協力しながら推進していきます。

また、庁内外の関係機関や団体等と連携し、外部からの御意見もいただきながら、総合的に推進していきます。

(1) 横浜市の消費者教育推進体制

「基本方針」では、消費生活センターを消費者教育センターと位置付けて消費者教育の拠点とすることが期待されています。

本市では従前から、消費者行政全般を所管する経済局消費経済課の他、横浜市消費生活総合センター及び各区地域振興課において消費者行政にかかわる事務を分掌し、相互に連携をしながら施策を実施してきました。加えて、地域での支援が必要な方の見守り強化を進めるためにも、福祉関係者や警察等との連携も進めていく必要があります。

今後も、これらの部門が相互補完し、連携することにより、各種の制度、施策を推進していきます。

(2) 横浜市消費者教育推進庁内連絡会議

庁内関連区局との総合的な連携を推進するために、消費者教育、関連分野の施策・事業実施区局を構成員とする「横浜市消費者教育推進庁内連絡会議」を設置します。

消費者教育推進地域協議会（横浜市消費生活審議会）からの意見・情報提供を共有し、この「方向性」を踏まえて毎年度策定していく「横浜市消費者教育推進計画（※）」案の策定、実績の振返りを行います。

※「横浜市消費者教育推進計画」

消費者教育推進法第10条に定める「地方自治体が作成に努めること」とされた市町村消費者教育推進計画に該当するものです。

消費者教育推進法第20条に基づく横浜市消費者教育地域協議会（横浜市消費生活審議会）の意見を反映しながら策定し、横浜市消費生活審議会に報告して実施していきます。

(3) 横浜市消費者教育推進地域協議会

消費者教育推進法第20条第1項において、都道府県及び市町村には消費者教育の推進のために消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」とします。）を設置することが努力義務とされています。

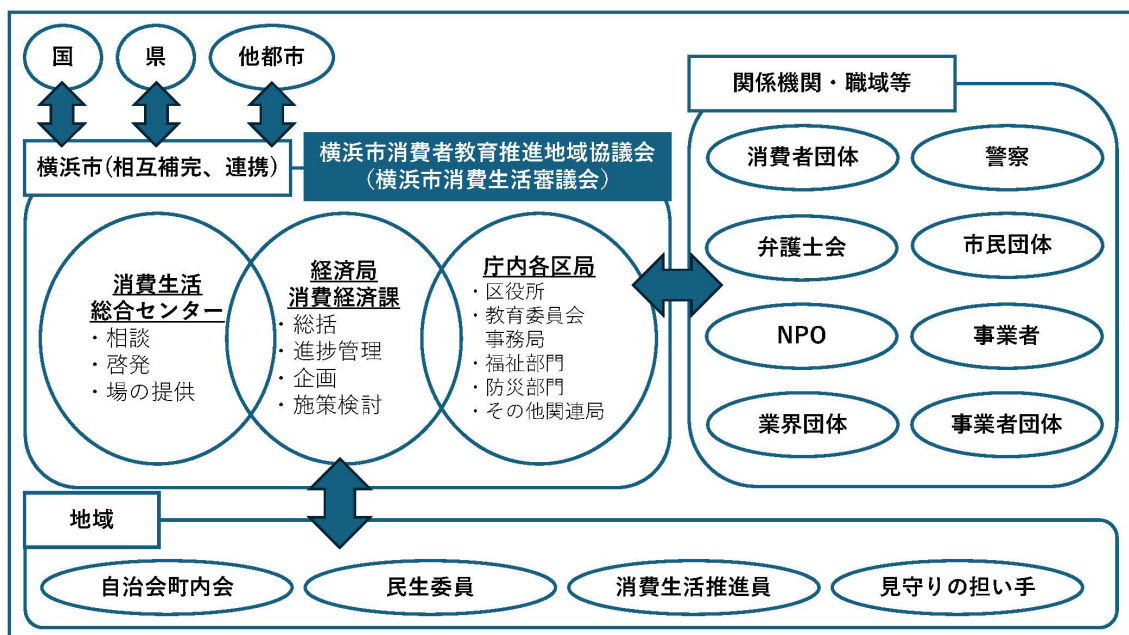
この地域協議会は、①自治体の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②市町村消費者教育推進計画の策定及び変更に関して意見を述べること、が役割とされています。

本市では、附属機関である横浜市消費生活審議会を消費者教育推進法に定める横浜市消費者教育推進地域協議会として位置づけています。

構成員は、学識経験者、消費者、消費者団体、事業者となっています。

引き続き、委員間の情報共有を行い、様々な視点から本市消費者教育施策へのご意見をいただいております。

【参考】推進体制イメージ



横浜市消費者教育推進の方向性
令和8(2026)年〇月改定

横浜市経済局消費経済課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL:671-2584 FAX:664-9533

令和 7 年度 消費者被害未然防止のための啓発動画 広告配信・放映実績

●悪質商法被害未然防止 啓発動画

「蝶野 正洋」氏出演動画及び横浜市消費生活総合センター啓発キャラクター「はまのタスケ」動画（2 種）の計 3 種の動画を新たに制作し、各広告媒体で配信・放映を行いました。



<WEB 広告>

媒体名	配信期間	配信回数
YouTube 広告	12 月 15 日～1 月 31 日	785, 550 回
Instagram 広告	12 月 15 日～1 月 31 日	3, 294, 702 回
LINE 広告	12 月 15 日～1 月 31 日	6, 081, 967 回
合計		10, 162, 219 回

<交通広告>

媒体名	放映期間
横浜市営地下鉄横浜駅 デジタルサイネージ	12 月 22 日～1 月 18 日
横浜市営地下鉄新横浜駅 デジタルサイネージ	12 月 22 日～1 月 18 日
みなとみらい線馬車道駅 ホームドアビジョン	12 月 22 日～1 月 18 日
みなとみらい線元町中華街駅 ホームドアビジョン	12 月 22 日～1 月 18 日
京急上大岡駅 改札外デジタルサイネージ	12 月 31 日～2 月 2 日
JR 戸塚駅 NewDays ビジョン	1 月 1 日～1 月 31 日
JR 桜木町駅 J・A D ビジョン	1 月 5 日～2 月 1 日

<市役所・区役所デジタルサイネージ>

媒体名	放映期間
市役所低層部サイネージ・全 18 区役所サイネージ	1 月 1 日～2 月 28 日（開庁日）

●高齢者消費者被害未然防止（見守り） 啓発動画

既存の高齢者の見守りに関する啓発動画を活用し、各広告媒体で配信・放映を行いました。



<WEB広告>

媒体名	配信期間	配信回数
YouTube 広告	12月1日～1月31日	1,014,296回
LINE 広告	12月1日～1月31日	4,411,251回
合計		5,425,547回

<交通広告>

媒体名	放映期間
横浜市営地下鉄 車内ビジョン	12月1日～12月21日
横浜市営バス 車内デジタルサイネージ	12月1日～12月31日

（参考）令和6年度 啓発動画配信・放映実績

●悪質商法被害未然防止 啓発動画

漫画家「ほり のぶゆき」氏が描き下ろした「ヨコハマ消費生活4コマ漫画」の8作品を基に制作した動画を各広告媒体で配信・放映を行いました。



<WEB広告>

媒体名	配信期間	配信回数
YouTube 広告	12月1日～1月31日	2,200,588回
Instagram 広告	12月11日～1月31日	5,149,637回
LINE 広告	12月22日～1月31日	6,260,407回
合計		13,610,632回

<交通広告>

市内主要7駅（令和7年度の悪質商法被害未然防止啓発動画と同様の媒体）において、4週間～1か月程度放映

介護保険料額決定通知書の発送にあわせ 市内約 95 万 2 千人の 65 歳以上の皆様に 詐欺・消費者トラブルへの注意チラシをお送りします

近年、特殊詐欺や SNS 型詐欺が多発・巧妙化しており、また、横浜市消費生活総合センターにおける消費者トラブル等の相談件数も増加しています。横浜市では、神奈川県警察と連携し、これらの被害の防止に取り組んでいます。

この取組の一環として、被害に遭いやすい高齢者の皆様に御注意いただくため、介護保険料額決定通知書に、近年増加している詐欺や消費者トラブルへの注意喚起チラシを同封します。

お手元に保管していただいたり、目につく場所に掲示していただいたりすることで、被害の未然防止につなげてまいります。

1 送付対象者・発送日

(1) 送付対象者

介護保険料額の決定を通知する、65 歳以上の第 1 号被保険者（約 95 万 2 千人）

(2) 介護保険料額決定通知書発送日

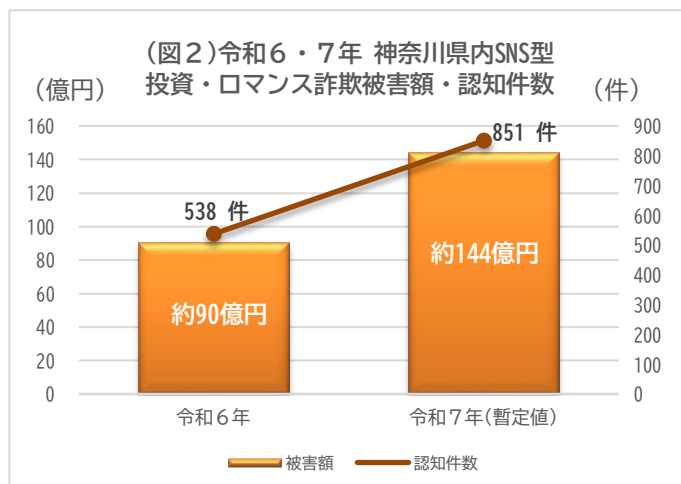
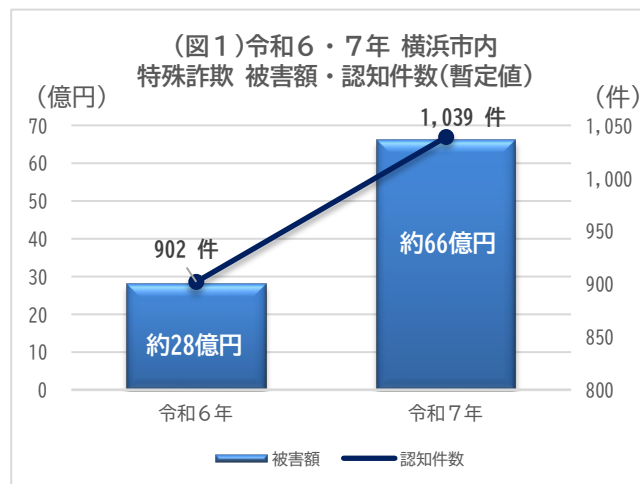
令和 8 年 6 月 15 日（月）から順次発送します。

2 近年の横浜市内・神奈川県内の特殊詐欺等及び消費生活相談の状況

令和 7 年の横浜市内・神奈川県内の特殊詐欺等の被害状況、横浜市消費生活総合センターにおける相談件数・契約額は、いずれも令和 6 年と比較して増加しています（図 1、2、3）。

また、令和 8 年 1 月から 3 月末までにおける神奈川県内の特殊詐欺被害者は、60 代～80 代の被害者が多くなっています（図 4）。

今後も関係機関と連携しながら、市民の皆様が安心・安全に暮らし続けられるよう、詐欺被害や消費者トラブル防止に向けた取組を進めてまいります。



※ 図 1 の被害額・認知件数には、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害額・認知件数は含まれません。
※ 【出典】 図 1、図 2：神奈川県警察公表資料をもとに市民局作成

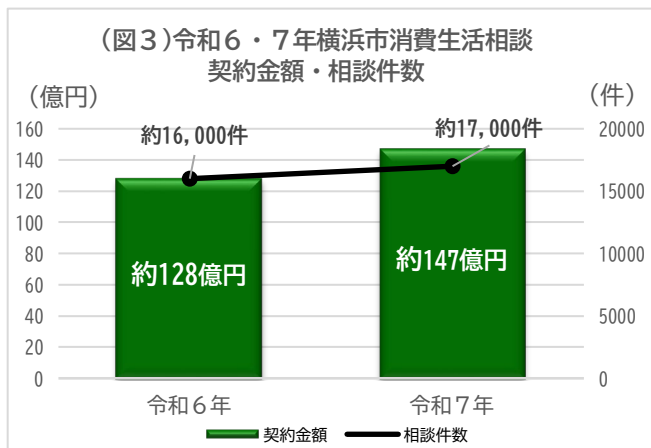
(裏面あり)



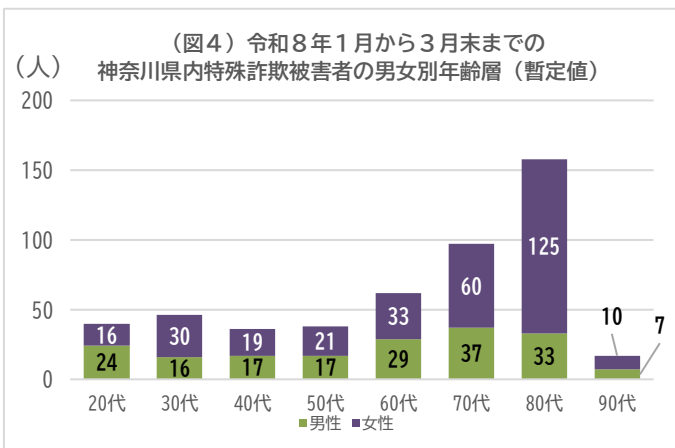
GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027 年国際園芸博覧会 2027 年 3 月～9 月 横浜・上瀬谷



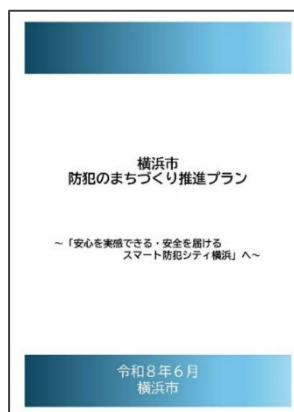


【出典】図3：横浜市消費生活総合センターの相談実績をもとに経済局作成



【出典】図4：神奈川県警察公表資料をもとに市民局作成

「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」について



本取組は、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」におけるビジョン2の重点取組「データ活用による特殊詐欺対策の強化」の一つとして実施しています。

本プランでは、データの活用やDXの推進による防犯対策を進めることで、犯罪を未然に防ぎ、市民の体感治安の向上を目指します。



◀ 横浜市防犯のまちづくり推進プラン

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

お問合せ先		
(特殊詐欺に関すること)		
市民局地域防犯支援課長	佐藤	Tel 045-671-2601
(消費者被害に関すること)		
経済局消費経済課長	山口	Tel 045-671-2573
(介護保険料額決定通知書に関すること)		
健康福祉局介護保険課長	廣原	Tel 045-671-4250



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市・神奈川県警察からのお知らせ

特殊詐欺 警察詐欺 ニセ急増中!

犯人は、警察官や検察官を
装ってきます!

下記に該当するものがあれば詐欺!

- ✓ SNSで連絡
- ✓ SNSで警察手帳や逮捕状を見せる
- ✓ ネット銀行の口座を開設させる
- ✓ 保証金が必要と話してくる
- ✓ 「捜査のため」と言って、送金を求める

令和7年 予定値
横浜市内の被害状況

被害額 約**66**億円 (前年比+約38億円)

認知件数 1039件 (前年比+137件)

詐欺の電話は携帯電話にも
かかってきています!

詐欺の電話は アプリでブロック!

警察庁推奨アプリ / 利用料無料

ダウンロードは
警察庁ホームページから



SNS型 投資・ロマンス詐欺 急増中!

令和7年 予定値
神奈川県内の被害状況

被害額 約**144**億円 (前年比+約54億円)

認知件数 851件 (前年比+313件)

該当すれば要注意!

- SNS型 投資詐欺
 - ✓ 「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言がある
 - ✓ SNSの投資グループに誘われた
 - ✓ 著名人や有名投資家が「必ず儲かる」と発言したと誤認させる表示がある
- SNS型 ロマンス詐欺
 - ✓ 直接会ったことのない人に送金をお願いされた
 - ✓ 投資をしないかと誘われた

点検商法も急増中!

令和7年 市内消費生活相談
件数 約17000件
契約金額 約147億円

給湯器などの「無料点検」に注意

対策 ①家にあげない
②その場で契約しない
③帰らないときは110番

困ったら
横浜市消費生活総合センター
☎045-845-6666

少しでも、おかしいと思ったら、
ひとり考えずに誰かに相談してください。

横浜市・神奈川県警察



GREEN x EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

